

第四次太宰府市
一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月
太宰府市

<目次>

第1編 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 基本計画の位置づけ	2
第3章 計画目標年次	5
第4章 太宰府市の概要	6
第2編 ごみ処理基本計画	7
第1章 ごみ処理・処分等の現状と課題	7
第2章 人口・ごみ排出量等の将来予測	30
第3章 ごみ減量・リサイクル等の目標	33
第4章 ごみ処理基本計画	36
第3編 生活排水処理基本計画	47
第1章 生活排水処理の現状と課題	47
第2章 生活排水処理基本計画	53

第1編 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちの生活が豊かになるとともに、ごみは質的に多様化し、適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政のひっ迫等の問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題にも影響を及ぼしています。

そこで、これらの問題を解決するため、私たちの身の回りのごみに関する社会のあり方（システム）やライフスタイルを見直し、資源を大切にす循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。また、生活排水については、主に下水道によって処理を行い、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ってきたところですが、今後も引き続き適正な処理が望まれています。

太宰府市（以下、「本市」という。）においては、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指すとともに、排出されるごみや生活排水について、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することを目的として、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

本計画は、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理を推進するための基本方針を立案し、一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定するものです。

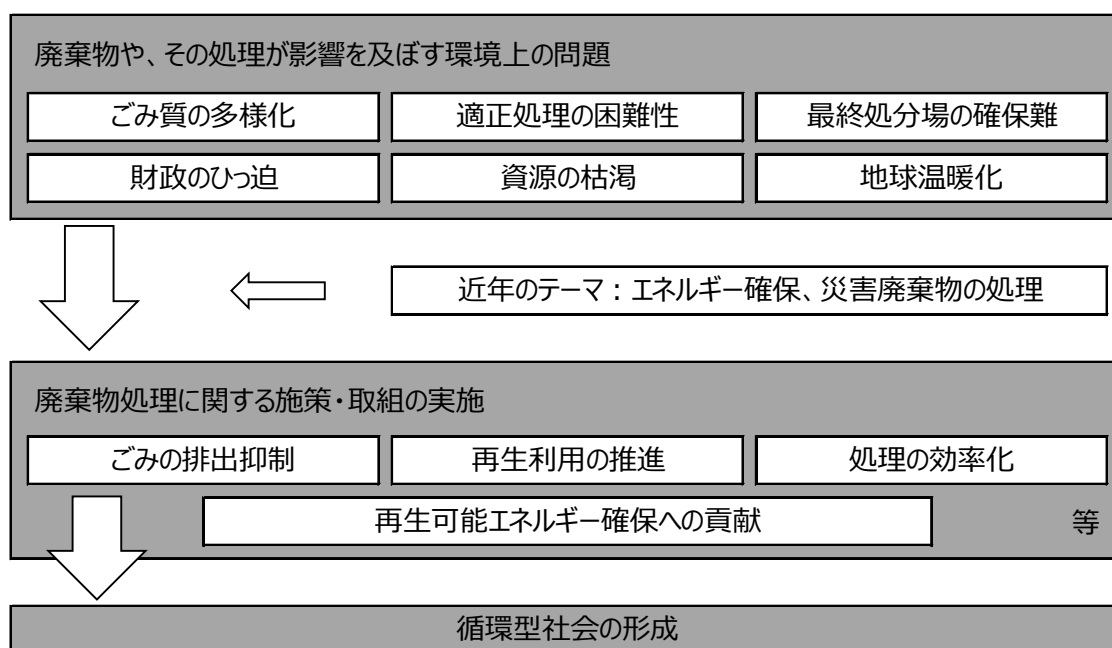


図 1-1-1 循環型社会形成のイメージ

第2章 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」に基づいて策定するものであり、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

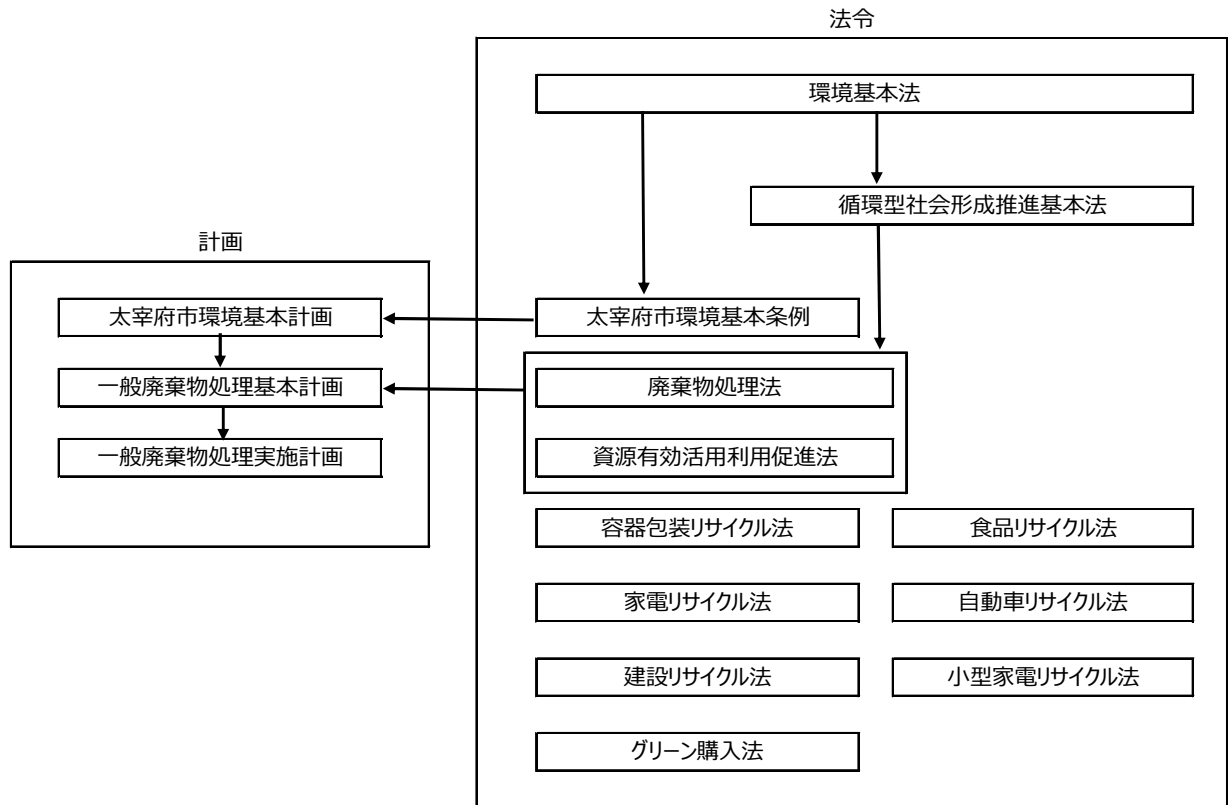


図 1-2-1 基本計画の位置づけ

表 1-2-1 用語の整理

法令名称	交付年	概要
環境基本法	1993年 (平成5年)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	2000年 (平成12年)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	1970年 (昭和45年)	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源有効利用促進法 (資源の有効な利用の促進に関する法律)	1991年 (平成3年)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、商品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装リサイクル法 (容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)	1995年 (平成7年)	家庭から排出されるごみの大半(容積比約60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
家電リサイクル法 (特定家庭用機器再商品化法)	1998年 (平成10年)	家電製品の製造・販売業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品リサイクル法 (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)	2000年 (平成12年)	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	2000年 (平成12年)	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
自動車リサイクル法 (使用済自動車の再資源化等に関する法律)	2002年 (平成14年)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
小型家電リサイクル法	2012年 (平成24年)	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、小型電子機器等の再資

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）		源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。
グリーン購入法 （国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律）	2000 年 （平成 12 年）	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

第3章 計画目標年次

本計画は、令和元年度を基準年次とし、令和3年度～令和17年度の15年間を計画期間としたものです。なお、本計画については、概ね5年ごとに、または一般廃棄物処理・処分等に係る諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すものとします。

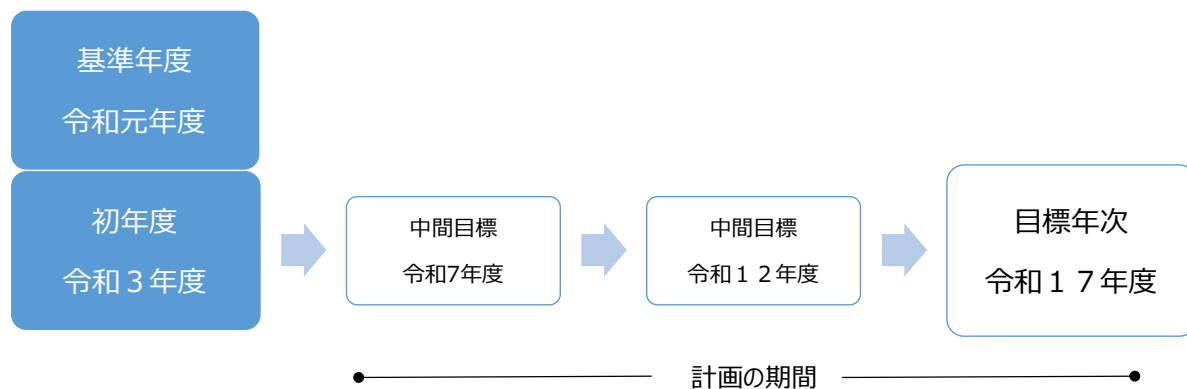


図 1-3-1 計画期間と目標年次

第4章 太宰府市の概要

第1節 太宰府市の位置と概要

太宰府市は福岡市の南東約16キロメートルに位置し、北に四王寺山、東に宝満山があり、市を縦貫する御笠川は、宝満山に源を発して市街地を通り、途中鷺田川、大佐野川と合流し、末は博多湾に注いでいます。市域は南北10.9km、東西6.4kmで、面積は29.60平方キロメートルです。



図 1-4-1 太宰府市位置図

第2節 人口及び世帯数

太宰府市の人口は、国勢調査によると平成27年10月現在で72,168人、世帯数は29,107世帯です。

第3節 産業

産業別の就業者数は、表 1-4-1 産業別就業者数に示すとおり第3次産業が圧倒的に多い状況です。

表 1-4-1 産業別就業者数

単位：人

産業別就業者	H17	H22	H27
労働力人口	32,309	32,893	32,211
第1次産業	173	204	230
第2次産業	5,013	4,838	5,105
第3次産業	24,147	23,618	23,804
分類不能	623	1,626	1,338
合計	29,956	30,286	30,477

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・処分等の現状と課題

第1節 運営・管理体制

ごみ処理に関する現在の運営・管理体制は、表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理に関する運営・管理体制（令和2年度現在）

区分		体制	管理	運営
収集・運搬			太宰府市	委託
中間処理	可燃ごみ	福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）	福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃ごみ （ビン・缶、その他）	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
	粗大ごみ	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
	剪定枝・刈草・廃木材 [※]	大野城環境処理センター	大野城太宰府環境施設組合	委託
	資源化物 （ペットボトル・白色トレイ）	民間の資源化業者へ売却	太宰府市	委託
	資源化物 （古紙 [※] ・ダンボール [※] 、古布 [※] ）	太宰府市環境美化センター （民間の資源化業者へ売却）	太宰府市	委託
	使用済蛍光灯・乾電池	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
最終処分	焼却残渣	福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）	福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃残渣	太宰府市環境美化センター内最終処分場	太宰府市	委託

※施設への持込

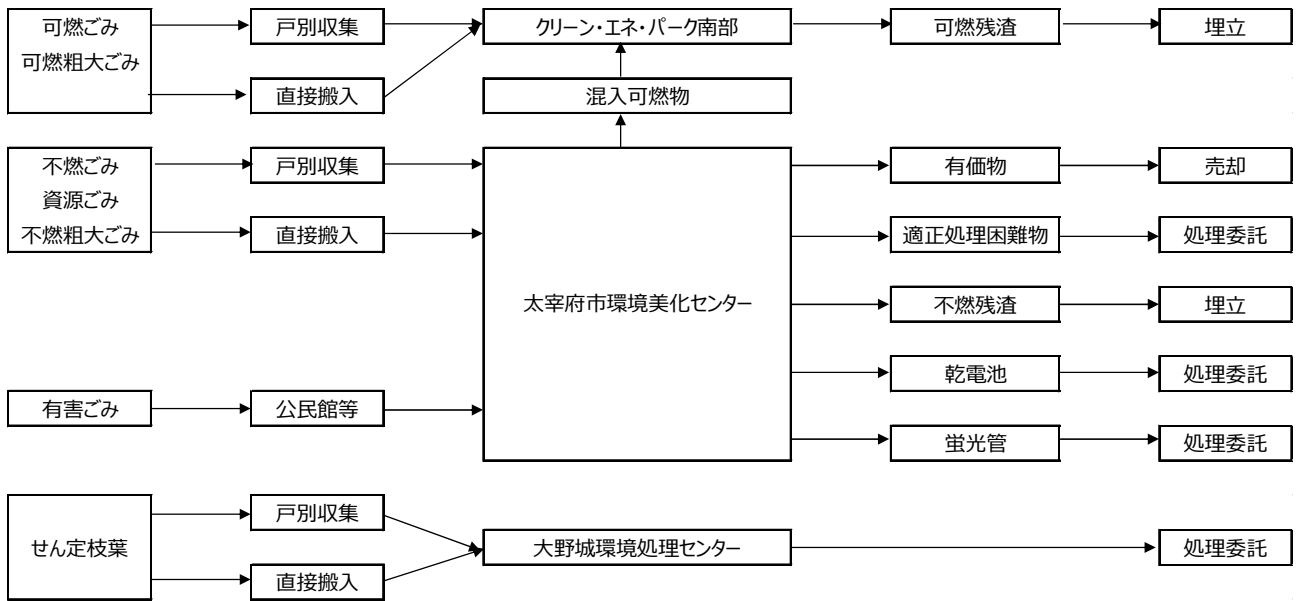


図 2-1-1 ごみ処理フロー

第2節 収集・運搬状況

収集・運搬の状況は、表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2 収集・運搬体制（令和2年度現在）

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	剪定枝・刈草・ 廃木材
		●ビン・缶 ●その他		
収集区域	市内全域			
収集率	100%			
収集形態	委託			
収集回数	2回/週	3回/月 ビン・缶：2回/月 その他：1回/月	1回/月（申込制）	1回/週（申込制）
収集方式	戸別	ステーション	戸別	
指定容器	専用袋 大：45円/枚 中：30円/枚 小：15円/枚	専用袋 大：40円/枚 小：25円/枚	指定シール 500円/枚	

	資源化物	有害ごみ
	●ペットボトル ●白色トレイ	●使用済蛍光管 ●乾電池
収集区域	市内全域	市内全域
収集率	100%	100%
収集形態	委託	委託
収集回数	1回/月	随時
収集方式	ステーション	拠点
指定容器	専用袋 大：20円/枚	市役所・公民館に 設置した 回収ボックスに投入

第3節 ごみ減量・リサイクルへの取組状況

現在のごみ減量・リサイクルの推進に係る取組は、表 2-1-3 に示すとおりです。

表 2-1-3 ごみ減量・リサイクルの推進に係る取組状況

内 容		概 要
ご み 減 量	ごみ処理の有料化	○可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル・白色トレイの有料専用袋 収集（粗大ごみは指定シール）を継続
	生ごみ処理の推進	○生ごみ処理機について、1 世帯当たり購入費の 2 分の 1 を補助 （20,000 円を限度） ○市内小学校等へ生ごみ処理機を設置 ○ダンボールコンポスト普及のための講座実施 ○ダンボールコンポスト基材購入の補助（1 基につき 400 円）
	事業所古紙回収	○申し込みがあった市内事業所に対して、古紙回収を実施
リ サ イ ク ル の 推 進	補助金交付事業	○地域美化推進事業補助金 自治会でのごみ減量、分別及び美化推進に関する事業に対して補助金 を交付 ・補助金額：1 自治会 50,000 円以内 ○古紙等資源再利用事業奨励金 古紙等の回収を実施している自治会及び子供会・長寿クラブ等の市内 各種団体に対して、奨励金を交付 ・対象品目：古紙（新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ等）及び古布 ・奨励金額：1kg につき 8 円 ○古紙等回収システム推進事業補助金 古紙等の回収を年間 6 か月以上実施した自治会に対して補助金を交 付 ○生ごみ処理機購入費補助金 生ごみ処理機を購入する市民に対して、補助金を交付 ・補助金額：購入額の 2 分の 1 で 20,000 円が上限 ※1 世帯につき 1 基まで対象
そ の 他	環境美化事業	○環境美化強調月間実施 6 月中に、地域清掃を実施 ○クリーンデー実施 12 月第 1 日曜日に地域清掃を実施 ○ボランティア清掃 随時ボランティア清掃の受付を実施
	啓発	○ごみの正しい出し方・ごみ持ち出しカレンダー、家庭のごみ出しガイドの全 世帯配布 ○市政だよりへの記事の掲載 ○ホームページの充実 ○太宰府市公式 LINE による情報発信の実施 ○隣組回覧の作成

	<ul style="list-style-type: none">○ごみ処理施設の見学による環境学習の実施○市内各種団体からの要請による出前講座の実施○地域におけるごみ減量学習会の開催○ダンボールコンポストの普及啓発講習会等の実施○小学校給食における生ごみの堆肥化と資源循環の実践○事業所におけるごみ減量について、事業所個別訪問の実施○イベント等におけるごみの分別体験（クリーンステーション）の実践
--	--

第4節 ごみ処理・処分施設の状況

1. 中間処理施設

1) 焼却施設

福岡都市圏南部環境事業組合所管の福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）において、焼却処理を行います。

表 2-1-4 クリーン・エネ・パーク南部の概要

施設名称	福岡都市圏南部工場（クリーン・エネ・パーク南部）	
施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合	
所在地	福岡県春日市大字下白水 104-5	
建設年度	着工：平成 23 年 8 月 竣工：平成 28 年 3 月	
処理能力	510 t/日（170 t/日×3 炉）	
炉の形式	連続運転式ストーカ炉	
敷地面積	約 95,000 m ²	
建築面積	建築面積：約 9,425 m ² 建築延床面積：19,019 m ²	
設備内容	排ガス処理装置	ろ過式集じん器 排ガス洗浄設備 触媒脱硝装置 活性炭吸着装置
	燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ式
	煙突	外筒鉄筋コンクリート造 内筒鋼板製 3 本集合 高さ約 80m
	余熱利用設備	発電（16,700 KW） 場内余熱利用

出典：施設パンフレット

また、剪定枝・刈草・廃木材については、大野城環境処理センターで受け入れた後、資源化しています。

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

本市で収集・運搬された不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについては、太宰府市環境美化センターで処理を行っています。

表 2-1-5 太宰府市環境美化センターの概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
処理能力	21t/日[不燃ごみ 15.8t/5h、粗大ごみ 5.2t/5h（破碎機能力 13t/5h）]
処理方式	不燃ごみ：磁選機＋手選別 粗大ごみ：破碎＋機械選別（3種）
建設年度	着工：平成 2 年 7 月 竣工：平成 3 年 3 月
設計・施工	株式会社 クボタ

出典：施設パンフレット

2. 最終処分場

1) 可燃ごみ

福岡都市圏南部環境事業組合所管の福岡都市圏南部最終処分場（グリーンヒルまどか）において、可燃ごみ焼却後に生じる焼却灰・飛灰の埋立処分を行います。埋立容積は約 520,000 m³ で令和 22 年度まで埋立処分を行います。

表 2-1-6 グリーンヒルまどかの概要

施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合
設置場所	大野城市大字中 906-12
埋立対象物	焼却残渣
埋立地面積	約 25,000 m ²
埋立容量	約 520,000 m ³
埋立開始年	平成 28 年 4 月
埋立構造	オープン型準好気性埋立構造
浸出液処理	処理方式：（カルシウム除去設備あり）接触曝気＋凝集沈殿・砂ろ過 処理規模：180 m ³ /日

出典：施設パンフレット

2) 不燃ごみ

不燃残渣（不燃ごみ・粗大ごみ処理後のリサイクル不可能な残渣）は太宰府市環境美化センター内最終処分場において埋立処分を行っています。

表 2-1-7 太宰府市環境美化センター内最終処分場の概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000 m ²
埋立容量	42,550 m ³
埋立開始年	平成 3 年 4 月
埋立工法	サンドイッチ＋セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41 m ³ /日

出典：施設パンフレット

第5節 ごみ処理の流れ

本市における最新年度（令和元年度）のごみ処理の流れをフロー図で示すと、図 2-1-2 のとおりです。

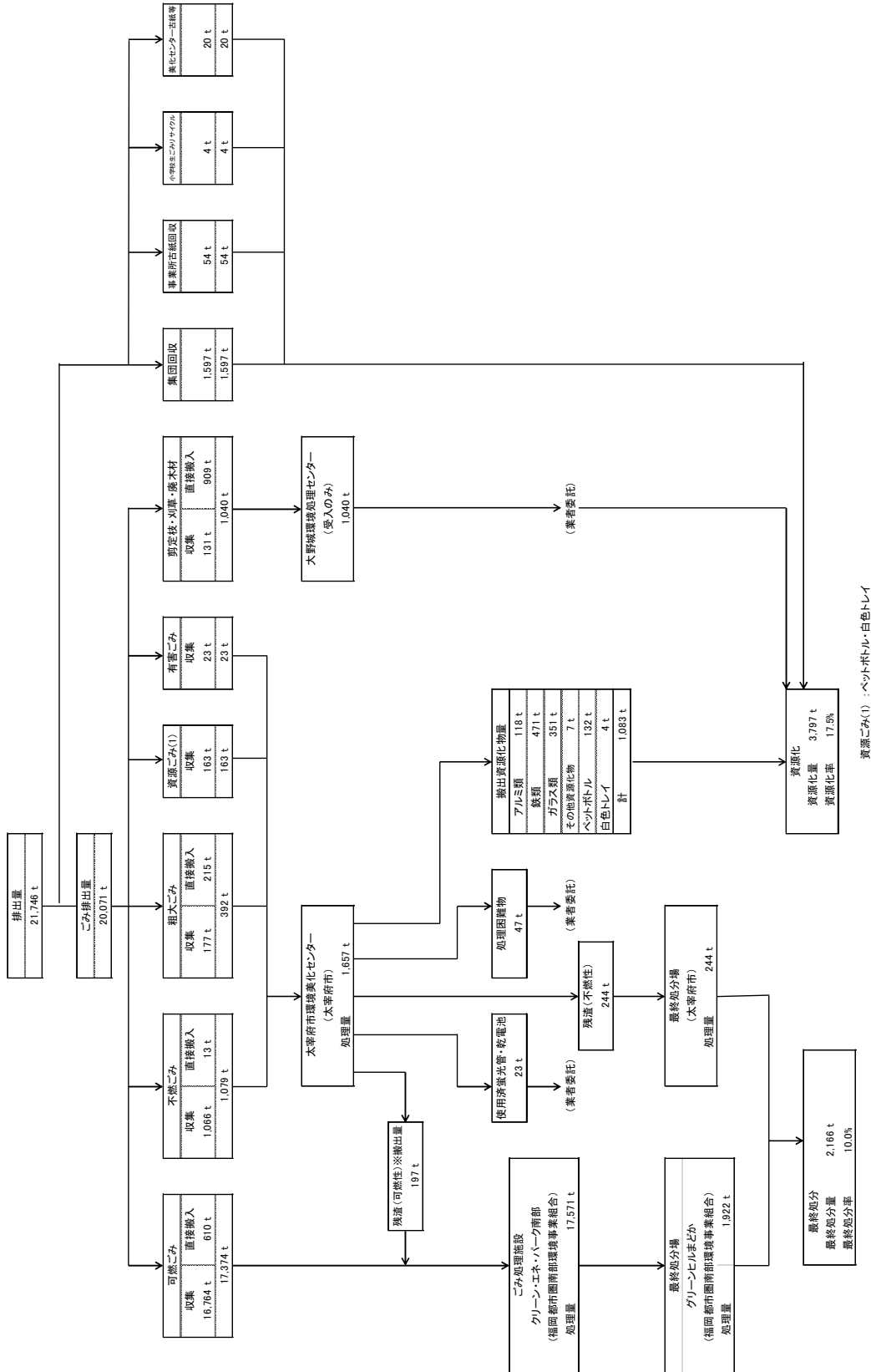


図 2-1-2 ごみ処理処分フロー図

第6節 指標で見る太宰府市のごみ処理

本節では、ごみ処理に係る指標として、ごみ処理人口、ごみ排出量、リサイクル、最終処分等の実績について整理し、本市のごみ処理の現状を解析しました。また、参考までに、本市の近隣市町（福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川市）の現状についても併記しています。

1. ごみ処理人口

本市におけるごみ処理人口の推移は、表 2-1-8 及び図 2-1-3 に示すとおりであり、近年は、微増あるいは概ね横ばいとなっています。

表 2-1-8 ごみ処理人口の推移

	人口（人）			世帯数（戸）	1世帯あたりの人数（人/戸）
	男	女	計		
H26	34,180	37,317	71,497	30,330	2.4
H27	34,286	37,440	71,726	30,639	2.3
H28	34,357	37,428	71,785	30,934	2.3
H29	34,400	37,450	71,850	31,234	2.3
H30	34,379	37,410	71,789	31,488	2.3
R1	34,466	37,405	71,871	31,883	2.3

住民基本台帳9月30日人口

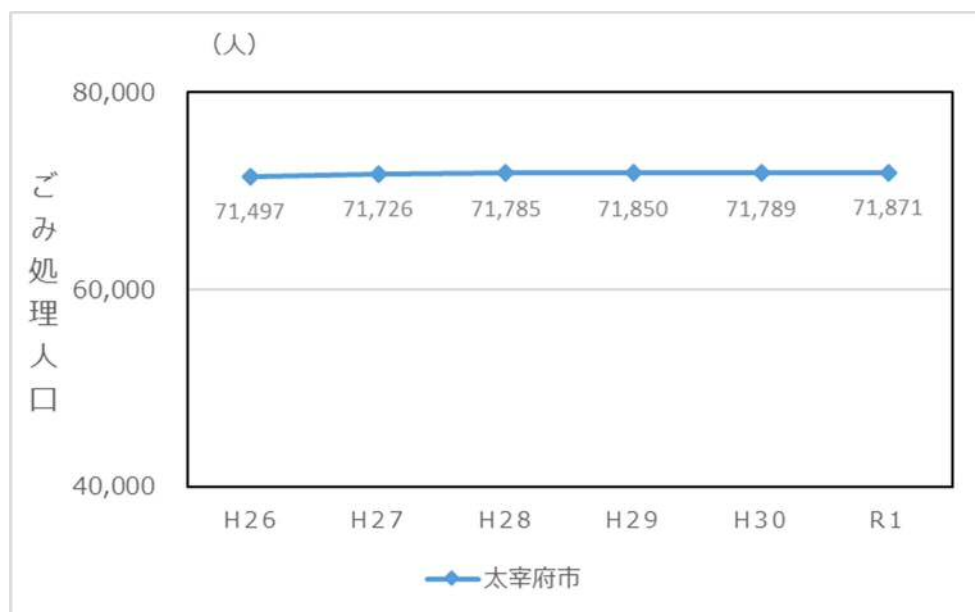


図 2-1-3 ごみ処理人口の推移

2. ごみ排出量

1) 総排出量

本市におけるごみ総排出量の推移は、表 2-1-9 及び図 2-1-4 に示すとおりです。本市において令和元年度に排出されたごみ（資源ごみ、集団回収、小学生ごみリサイクル、事業所古紙回収量含む。以下、集団回収、小学生ごみリサイクル、事業所古紙回収量を合わせて「集団回収等」という。）は約21,746t/年で、近年では概ね横ばいの傾向を示しています。

表 2-1-9 ごみ総排出量の推移

単位：t/年

H26	H27	H28	H29	H30	R1
23,051	22,760	22,537	21,860	21,867	21,746

資料：太宰府市環境課

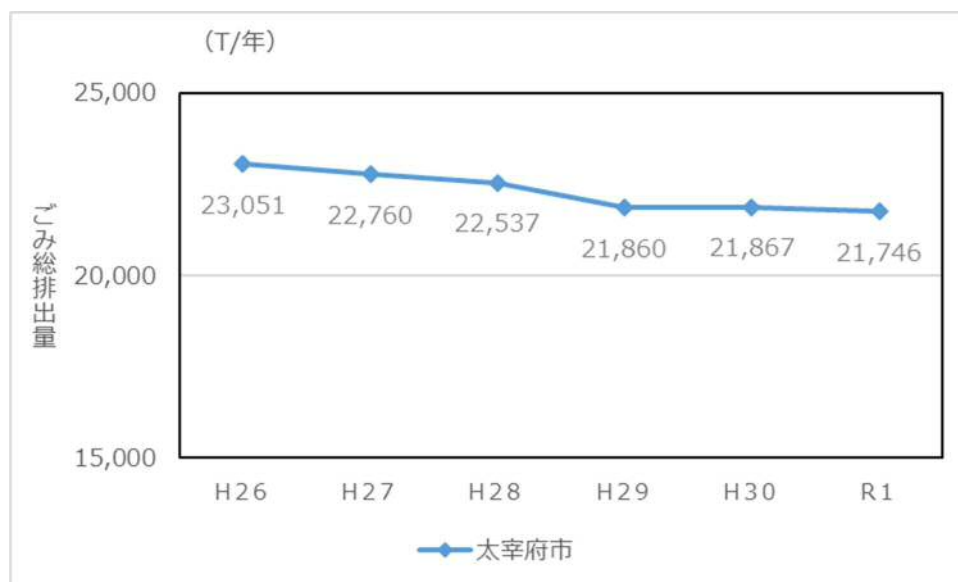


図 2-1-4 ごみ総排出量の推移

2) ごみの性状

家庭系可燃ごみの組成調査結果は、表 2-1-10 及び図 2-1-5 に示すとおりです。

厨芥類の割合が最も多く 38.5%、次いで紙類が 31.6%、高分子類が 19.4%となっています。

表 2-1-10 ごみ組成調査結果

(単位：%)

組成別分類			市内平均	
可 燃 ご み	紙類	資源ごみ	新聞、折込みちらし ¹⁾	5.6
			OA用紙類 ¹⁾	0.2
			雑誌・本 ¹⁾	0.7
			段ボール ¹⁾	0.8
			紙パック ¹⁾	0.5
			その他のリサイクル可能な容器包装の紙類	3.6
			その他リサイクル可能な紙類	3.5
		計	14.9	
		その他	リサイクルできない容器包装の紙類	1.1
			紙おむつ類	6.4
	その他リサイクルできない紙類		9.2	
	計	16.7		
	紙類計		31.6	
	高分子類	資源ごみ	ペットボトル ³⁾	0.7
			白色トレイ ³⁾	0.1
			計	0.8
		その他	レジ袋	2.0
			発砲スチロール	0.0
			容器包装プラスチック	12.4
			その他のプラスチック	4.2
計	18.6			
高分子類計		19.4		
繊維類	資源ごみ	繊維類 ¹⁾	1.1	
	その他	その他の繊維類 ²⁾	2.7	
草・木類	資源ごみ	草・木類 ¹⁾	3.4	
	その他	その他の草・木類 ²⁾	0.5	
厨芥類		食べ残し	34.6	
		手付かず食品	3.9	
医療系可燃ごみ			0.0	
その他の可燃ごみ			1.8	
可燃ごみ計			99.0	
不 燃 ご み	金属類	鉄製缶類 ³⁾	0.0	
		アルミ製缶類 ³⁾	0.2	
		その他の金属類	0.3	
	ガラス類	びん類 ³⁾	0.2	
		その他のガラス類	0.0	
	有害物		0.0	
その他の不燃ごみ		0.4		
不燃ごみ計			1.1	

※平成30年12月市内4か所で実施

- 1) 資源化可能なもの
- 2) 資源化不可能なもの
- 3) 分別収集対象のもの

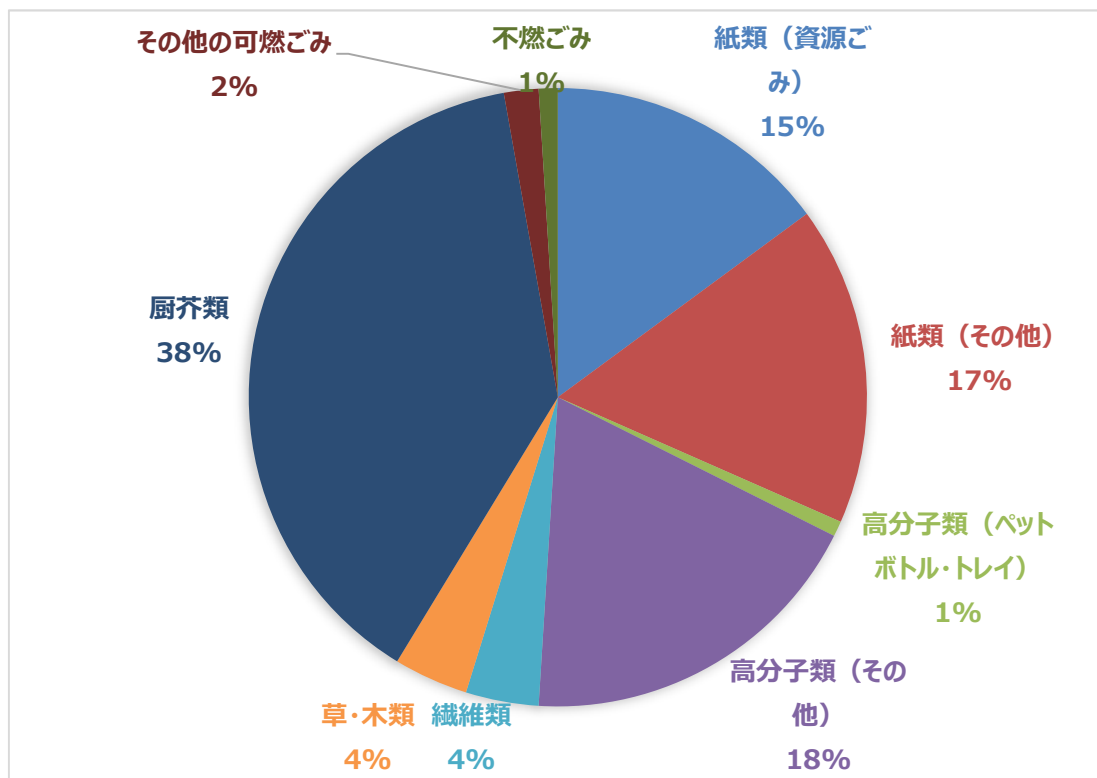


図 2-1-5 ごみ組成調査結果

3) 1人1日当たり排出量

ごみの総排出量を、1人1日当たり排出量に換算すると、表 2-1-11 及び図 2-1-6 に示すとおりで、令和元年度では、本市において 829g/人・日のごみが排出されたこととなり、近年では横ばい傾向となっています。

表 2-1-11 1人1日当たりごみ排出量の推移（集団回収含む）

単位：g/人・日

H26	H27	H28	H29	H30	R1
884	869	862	835	835	829

資料：太宰府市環境課

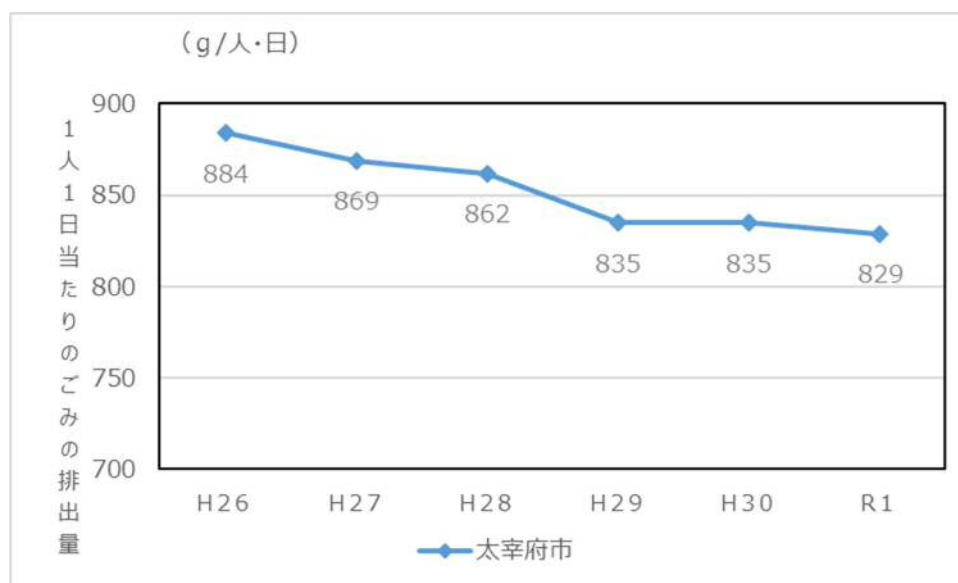


図 2-1-6 1人1日当たりごみ排出量の推移

3. リサイクル

本市における資源ごみ量（資源ごみの施設搬入量＋直接資源化量＋集団回収量）は、表 2-1-12 に示すように、概ね横ばい傾向にあります。

また、表 2-1-13、図 2-1-7 に示す資源ごみ量の品目別の内訳を見ると、集団回収量は年々減少傾向にありますが、剪定枝の回収量が増加しています。

これらの資源ごみ量に対し、本市で実際に資源化された量（中間処理後再資源化量＋直接資源化量＋集団回収量）は表 2-1-14 に示すとおりであり、令和元年度における本市の実績は、3,807t/年となっています。なお、中間処理後再資源化量には、資源化施設へ搬入されたもののほか、不燃ごみや粗大ごみとして収集されたものから回収された金属類も含まれています。

表 2-1-12 資源ごみ量の推移

単位：t/年

H26	H27	H28	H29	H30	R1
2,858	3,028	3,035	2,872	3,060	2,816

※資源ごみ量＝施設搬入量＋直接資源化量＋集団回収量

資料：一般廃棄物実態調査

表 2-1-13 資源ごみ量の内訳（太宰府市）

単位：t/年

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
紙類	5	6	15	15	10	16
紙パック	8	4	5	4	2	0
紙製容器包装	0	40	41	44	38	0
ペットボトル	0	116	119	118	133	131
白色トレイ	0	14	15	15	16	4
容器包装プラ	0	80	81	76	54	0
布類	1	3	1	4	3	4
剪定枝	459	623	614	722	989	1,040
その他	18	22	18	21	14	24
集団回収量	2,367	2,120	2,126	1,853	1,801	1,597
合計	2,858	3,028	3,035	2,872	3,060	2,816

資料：一般廃棄物実態調査

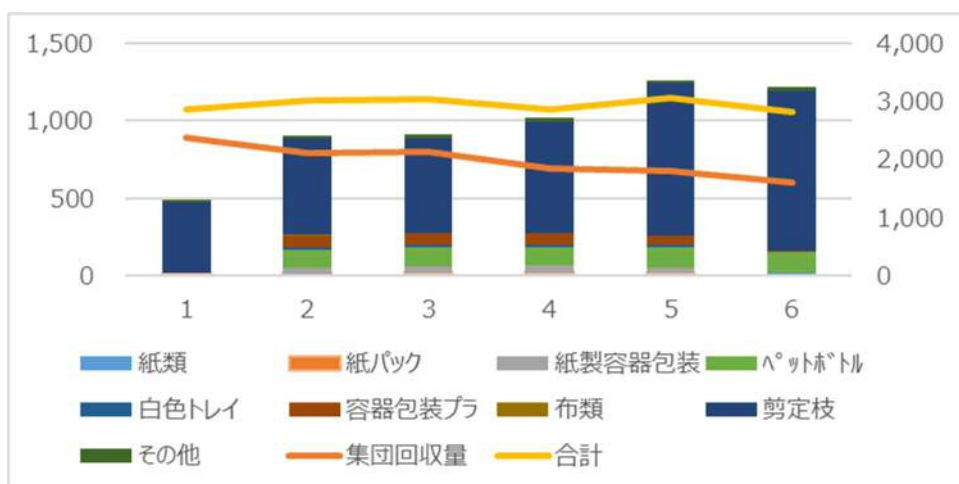


図 2-1-7 資源ごみ量の内訳 (太宰府市)

表 2-1-14 資源化量の推移

単位：t/年

H26	H27	H28	H29	H30	R1
3,951	3,847	3,630	3,778	3,913	3,807

※資源化量 = 直接資源化量 + 処理後再資源化量 + 集团回収量

資料：一般廃棄物実態調査

ごみの総排出量に対するリサイクル率は、表 2-1-15 及び図 2-1-8 に示すとおりで、17.5%となっています。

表 2-1-15 リサイクル率の推移

単位：%

H26	H27	H28	H29	H30	R1
17.2	17.0	17.1	17.4	17.9	17.5

資料：太宰府市環境課

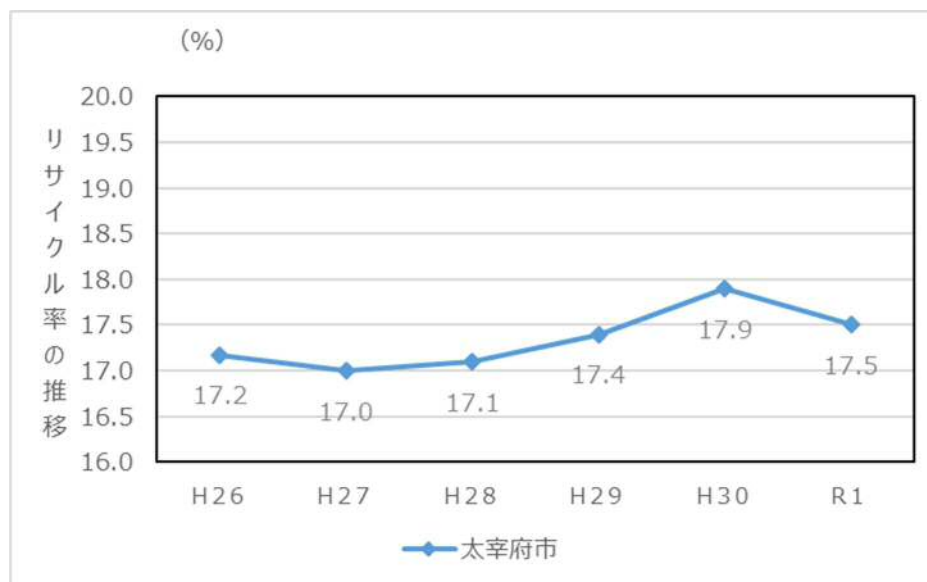


図 2-1-8 リサイクル率の推移

4. 焼却処理量

可燃ごみ等の焼却処理量は、各種排出抑制策の効果により微減あるいは概ね横ばいの傾向で推移しており、令和元年度は17,571t/年となっています。

なお、1人1日当たり焼却処理量で見ると、近年は微減傾向を示しています。

表 2-1-16 焼却処理量の推移

単位：t/年

H26	H27	H28	H29	H30	R1
18,738	18,417	18,191	17,686	17,384	17,571

資料：一般廃棄物実態調査

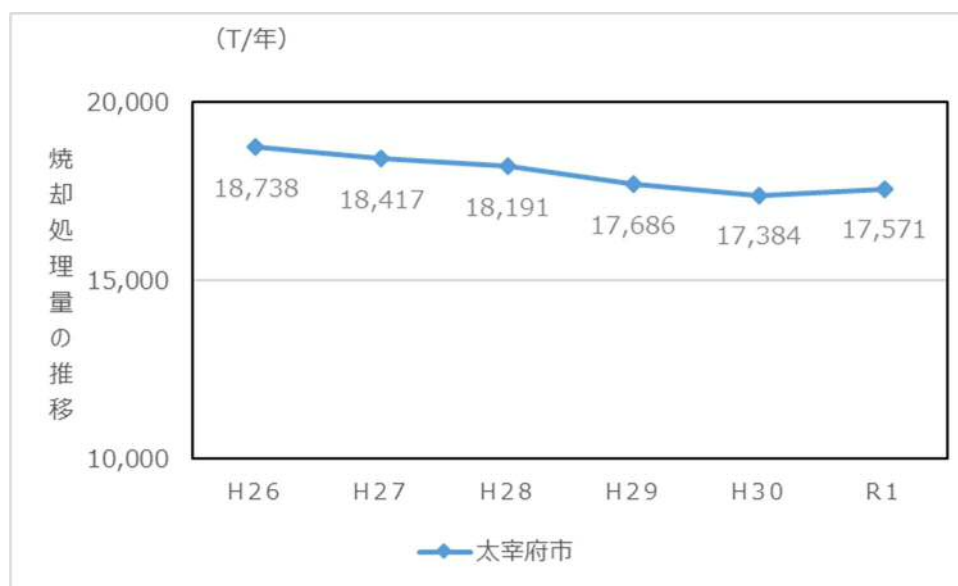


図 2-1-9 焼却処理量の推移

表 2-1-17 1人1日当たり焼却処理量の推移

単位：g/人・日

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
太宰府市	718	703	694	674	663	670

資料：一般廃棄物実態調査

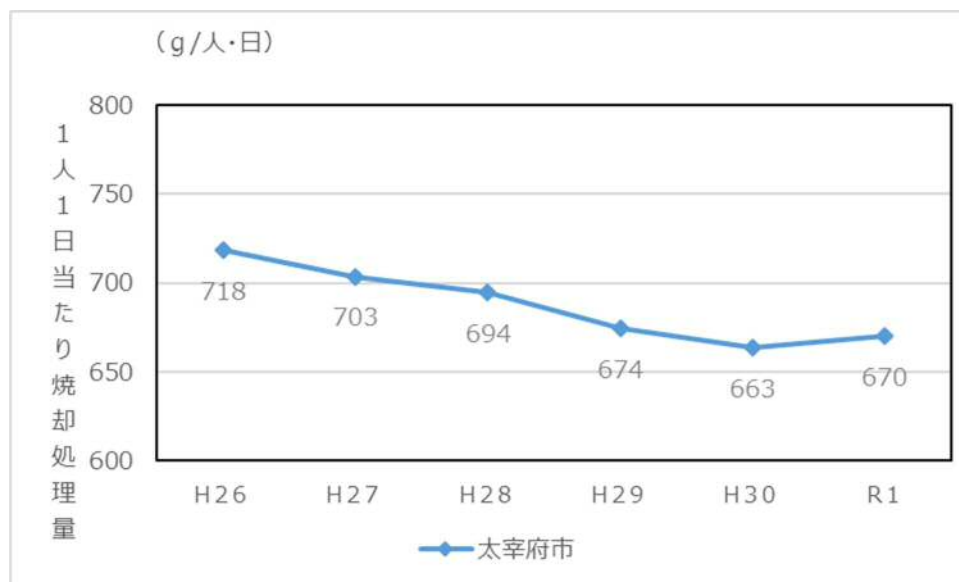


図 2-1-10 1人1日当たり焼却処理量の推移

5. 最終処分

最終処分量は年々減少傾向にあり、令和元年度における最終処分量は 2,166t/年となっています。なお、最終処分率についても、近年は減少傾向を示しています。

表 2-1-18 最終処分量の推移

単位：t/年

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
合計	2,759	2,475	2,396	2,316	2,032	2,166
南部工場	2,432	2,111	2,054	2,016	1,774	1,922
美化センター	327	364	342	300	258	244

資料：一般廃棄物実態調査

表 2-1-19 最終処分率の推移

単位：%

	H26	H27	H28	H29	H30	R1
最終処分率	12.0%	10.9%	10.6%	10.6%	9.3%	10.0%

資料：一般廃棄物実態調査

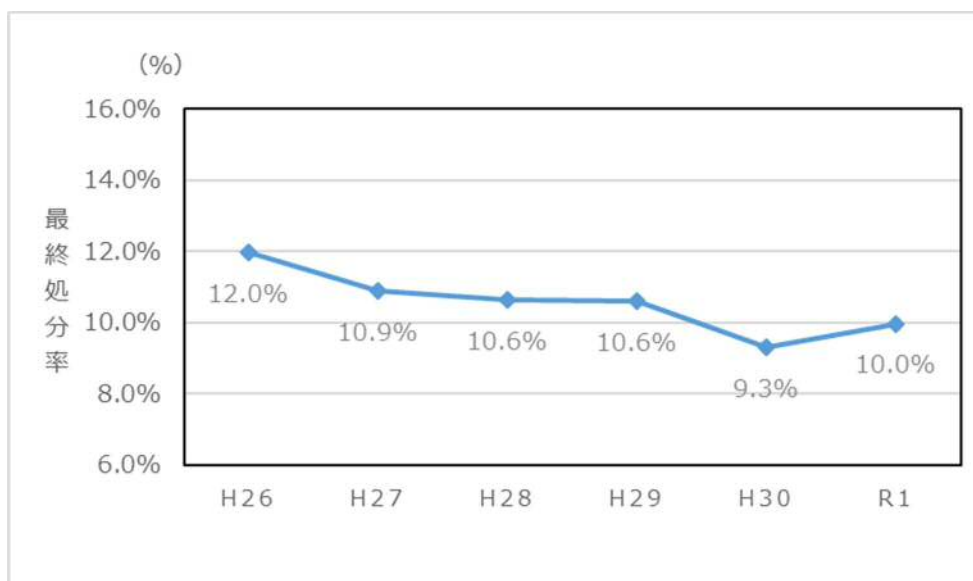
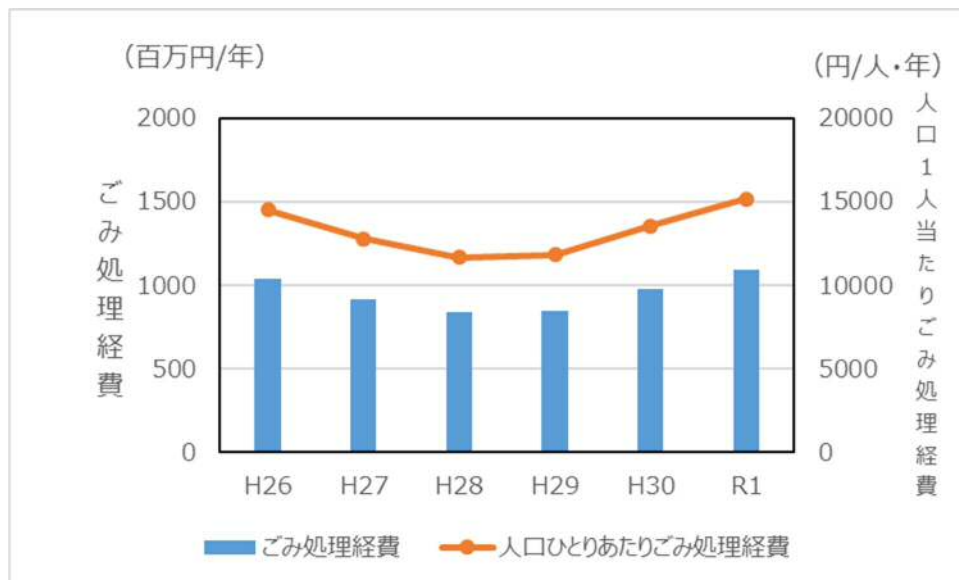


図 2-1-11 最終処分率の推移

6. ごみ処理に係る経費

本市のごみ処理に要した経費は、例年約 10 億円前後で推移しており、市民 1 人当たりでは年間約 14,000 円前後の費用を要したことになります。

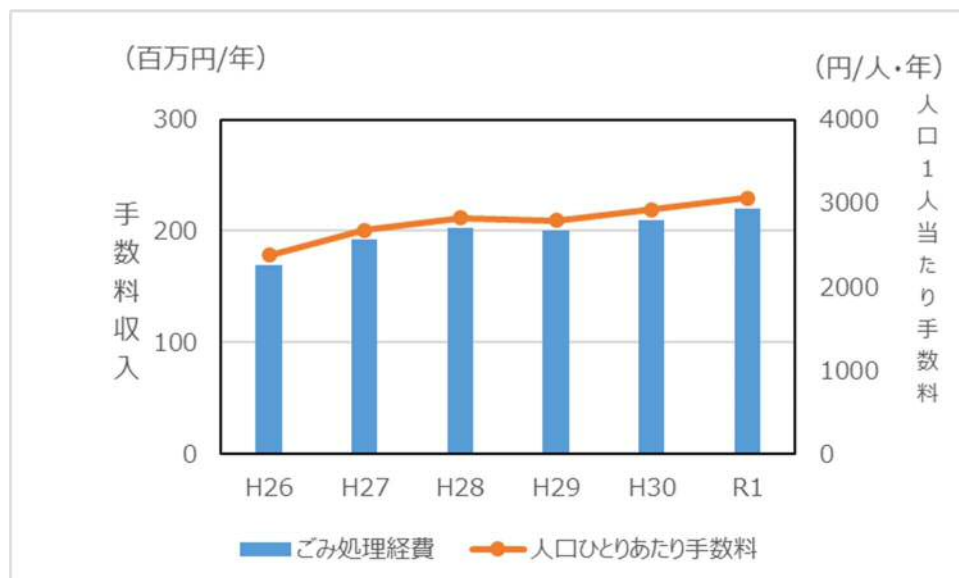
なお、令和元年度の市民 1 人当たりごみ処理経費の全国平均値は、年間約 15,152 円となっており、本市実績と同程度となっています。



資料：人口 1 人当たりごみ処理経費/市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省、各年度実績版）
ごみ処理経費/上記「人口 1 人当たりごみ処理経費」に人口を乗じて算出。

図 2-1-12 ごみ処理経費

参考 ごみ袋の手数料収入の推移（事業系ごみ袋の手数料収入を含む）



資料：太宰府市環境課

図 2-1-13 手数料収入の推移

7. ごみ処理の評価

「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」に基づき、本市と産業構造が似ている福岡県内の25自治体を比較の対象として評価を行いました。本市の実績を示す線が、平均を示す線よりも外側に位置する程、良い評価、内側に位置する程、悪い評価となります。

本市は比較した類似自治体とほぼ似た傾向を示しています。

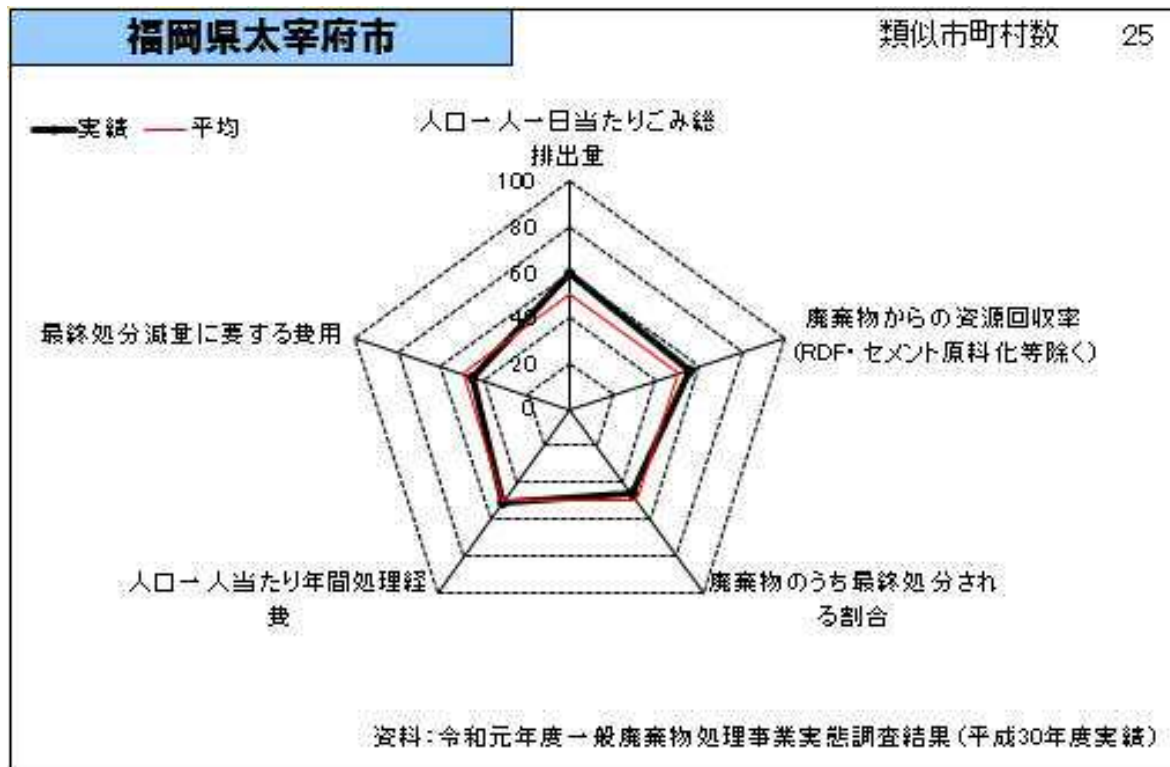


図 2-1-14 ごみ排出量、処理経費等の評価結果

人口1人1日当たりのごみ排出量	・類似自治体よりやや良いです。
廃棄物からの資源回収率	・類似自治体よりやや良いです。
廃棄物のうち最終処分される割合	・類似自治体とほぼ同程度です。
人口1人当たりの年間処理経費	・類似自治体とほぼ同程度です。
最終処分に要する費用	・類似自治体とほぼ同程度です。

8. 周辺自治体のごみ発生量及び資源化量

表 2-1-20 周辺自治体のごみ発生量及び資源化量

自治体名		太宰府市	福岡市	筑紫野市	春日市	大野城市	那珂川市
項目	人口	71,789	1,538,005	103,776	113,207	100,702	50,225
ごみ発生量	可燃ごみ	16,690	427,857	23,467	24,464	22,369	13,177
	不燃ごみ	1,166	22,529	705	538	496	471
	資源ごみ	1,233	11,227	1,049	733	773	1,028
	その他	14	2	0	38	36	0
	粗大ごみ	271	3,434	145	125	142	52
	直接搬入ごみ	694	66,752	4,049	2,394	4,315	1,063
	合計	20,068	531,801	29,415	28,292	28,131	15,791
	1人1日あたりごみ排出量	776	993	838	762	834	908
資源化	集団回収量	1,801	25,846	2,328	3,200	2,508	853
	資源化量合計	3,913	17,161	5,058	1,629	3,651	1,599
	リサイクル率	18	8	23	15	20	15

資料：一般廃棄物処理実態調査 平成30年度版

第7節 ごみ処理の課題

以上に整理したごみ処理の現状から、本市におけるごみ処理上の課題として、以下のような内容が挙げられます。

ごみの排出及び再生利用に関する課題

- ・1人1日当たりごみ排出量について、今後もさらなる削減を目指した取組を継続していく必要があります。
- ・今後、さらにリサイクルを推進し、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。
- ・ごみの減量化やリサイクルの推進を行っていくことによって、最終処分量の抑制に努める必要があります。
- ・ごみ処理経費について、ごみの減量化を図ることで削減に努める必要があります。

第2章 人口・ごみ排出量等の将来予測

第1節 人口の将来予測

本市の将来人口は、「太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）」に示されている、「国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口」から予測される将来人口に本市の各種施策の着実な実施に伴う自然増及び社会増効果を見込んだ将来展望の人口を採用しました。

本市の人口の将来展望は、表 2-2-1 に示すとおりです。

表 2-2-1 人口の将来展望

	令和7年度	令和12年度	令和17年度
人口の将来展望	73,983人	73,851人	73,309人

出典：太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）

第2節 ごみ排出量の将来予測

1. 将来予測方法

ごみ排出量の予測は、収集ごみ量（集団回収含む）及び直接搬入ごみ量の排出原単位を基本とし、下の表 2-2-2 に示す区分により行いました。

採用値は、は最新年度（令和元年度）実績と同じ原単位で推移するものとしました。

表 2-2-2 予測に用いる原単位

予測の区分		単位
収集ごみ	可燃ごみ（剪定枝、可燃性資源ごみ、集団回収のうち可燃性の品目、小中学校生ごみリサイクル、事業所古紙回収含む）	g/人・日
	不燃ごみ（有害ごみ（使用済蛍光灯・乾電池、集団回収のうち不燃性の品目含む）	g/人・日
	粗大ごみ	g/人・日
直接搬入ごみ	可燃ごみ（剪定枝・刈草・廃木材含む）	t/日
	不燃ごみ	t/日
	粗大ごみ	t/日

2. 将来予測結果

ごみ排出量の将来予測結果は、図 2-2-1 表 2-2-3 示すとおりです。

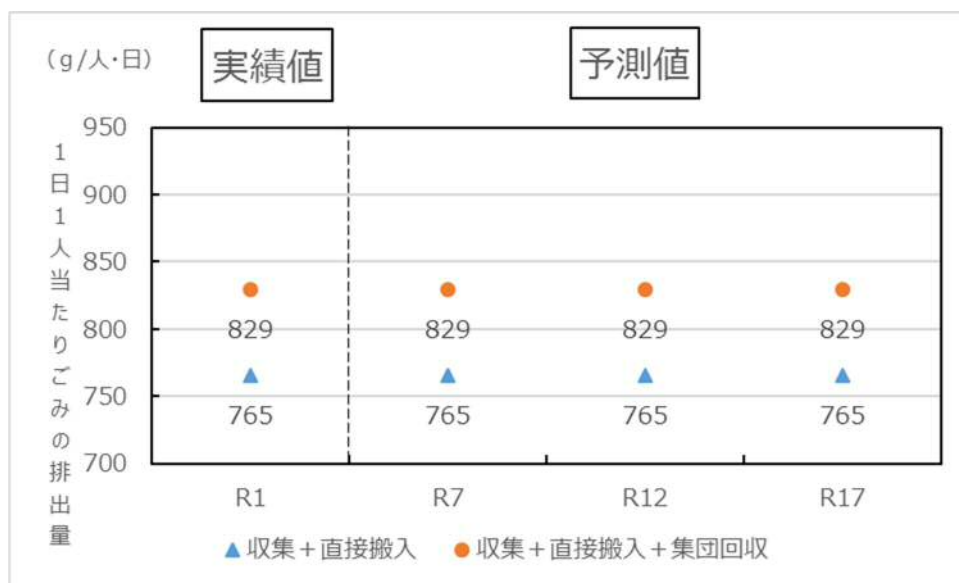


図 2-2-1 ごみ排出量の将来予測結果

表 2-2-3 ごみ排出量の将来予測結果

区分		単位	実績値				
			R1	R7	R12	R17	
人口		人	71,871	73,983	73,851	73,309	
収	可燃ごみ	t/年	16,764	17,257	17,226	17,100	
		(t/日)	(45.93)	(47.28)	(47.19)	(46.85)	
		(g/人・日)	(639)	(639)	(639)	(639)	
	不燃ごみ	t/年	1,066	1,098	1,096	1,088	
		(t/日)	(2.92)	(3.01)	(3.00)	(2.98)	
		(g/人・日)	(41)	(41)	(41)	(41)	
	粗大ごみ	t/年	177	182	182	180	
(t/日)		(0.48)	(0.50)	(0.50)	(0.49)		
(g/人・日)		(7)	(7)	(7)	(7)		
集	資源ごみ(可燃性)	t/年	163	168	167	166	
		(t/日)	(0.45)	(0.46)	(0.46)	(0.45)	
		(g/人・日)	(6)	(6)	(6)	(6)	
	使用済蛍光管・乾電池 (有害ごみ)	t/年	23	24	24	23	
		(t/日)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	
		(g/人・日)	(1)	(1)	(1)	(1)	
	剪定枝	t/年	131	135	134	133	
(t/日)		(0.36)	(0.37)	(0.37)	(0.37)		
(g/人・日)		(5)	(5)	(5)	(5)		
収集量 合計		t/年	18,324	18,863	18,829	18,691	
		(t/日)	(50.20)	(51.68)	(51.59)	(51.21)	
		(g/人・日)	(699)	(699)	(699)	(699)	
直 接 搬 入	直接搬入量 合計		t/年	1,747	1,798	1,795	1,782
			(t/日)	(4.79)	(4.93)	(4.92)	(4.88)
	可燃ごみ	t/年	610	628	627	622	
		(t/日)	(1.67)	(1.72)	(1.72)	(1.71)	
	不燃ごみ	t/年	13	13	13	13	
(t/日)		(0.03)	(0.04)	(0.04)	(0.04)		
粗大ごみ	t/年	215	222	221	219		
	(t/日)	(0.59)	(0.61)	(0.61)	(0.60)		
剪定枝・刈草・廃木材		t/年	909	936	934	927	
		(t/日)	(2.49)	(2.56)	(2.56)	(2.54)	
排出量 合計		t/年	20,071	20,661	20,624	20,473	
		(t/日)	(54.99)	(56.61)	(56.50)	(56.09)	
(収集+直接搬入)		(g/人・日)	(765)	(765)	(765)	(765)	
集団回収		t/年	1,597	1,644	1,641	1,629	
		(t/日)	(4.38)	(4.50)	(4.50)	(4.46)	
		(g/人・日)	(61)	(61)	(61)	(61)	
小学生ごみリサイクル		t/年	4	4	4	4	
		(t/日)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	
		(g/人・日)	(0)	(0)	(0)	(0)	
事業所古紙回収		t/年	54	55	55	55	
		(t/日)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	(0.15)	
		(g/人・日)	(2)	(2)	(2)	(2)	
美化センター古紙等		t/年	20	21	21	22	
		(t/日)	(0.05)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	
		(g/人・日)	(1)	(1)	(1)	(1)	
排出量 合計		t/年	21,746	22,385	22,346	22,183	
		(t/日)	(59.58)	(61.33)	(61.22)	(60.77)	
(収集+直接搬入+集団回収等)		(g/人・日)	(829)	(829)	(829)	(829)	

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第3章 ごみ減量・リサイクル等の目標

第1節 ごみ減量・リサイクル等の目標値

「太宰府市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）」を踏まえ、ごみの減量化・リサイクル等に関する目標値を、下記のとおり設定しました。

ごみ減量目標	<p>一人一日当たりごみ排出量</p> <p>令和元年度 765g/人・日</p> <p>→ 令和7年度 693g/人・日</p> <p>(※集団回収等を除く)</p>
リサイクル目標	<p>リサイクル率：20%以上（令和7年度）</p> <p>※リサイクル率：ごみ排出量に対してリサイクルされる量の割合</p>
最終処分目標	<p>最終処分率：9.1%以下（令和7年度）</p> <p>※最終処分率：ごみ排出量に対して埋立処分されるごみの量の割合</p>

■ 前回の目標達成度（目標年度：令和2年度）

	目標	実績（令和元年度）
一人一日当たりごみ排出量	737g/人・日	765g/人・日
リサイクル率	24%以上	17.4%
最終処分率	11.1%以下	10.0%

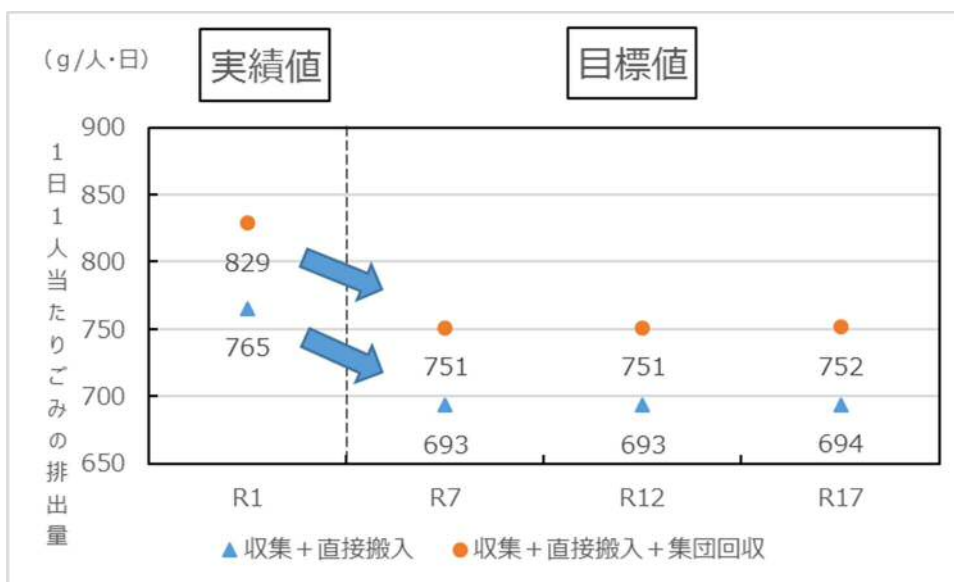


図 2-3-1 ごみ減量の目標



図 2-3-2 リサイクルの目標

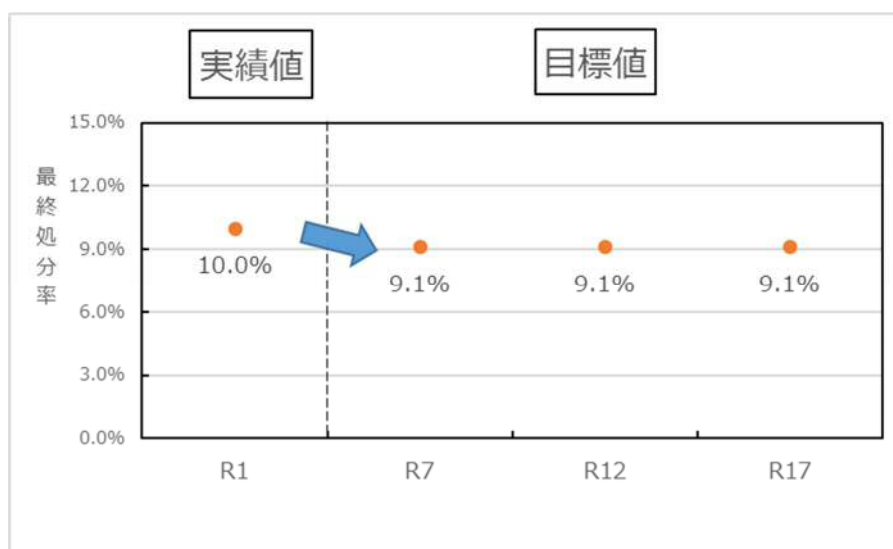


図 2-3-3 最終処分の目標

第2節 目標達成時のごみ排出量の将来予測結果

設定した目標を達成した場合、ごみ排出量の将来予測は表 2-2-3 に示す結果から表 2-3-1 のように見直されます。

表 2-3-1 将来予測結果のまとめ（目標達成後）

区分		単位	実績値			
			R1	R7	R12	R17
人口		人	71,871	73,983	73,851	73,309
収 集	可燃ごみ	t/年	16,764	15,633	15,605	15,491
		(t/日)	(45.93)	(42.83)	(42.75)	(42.44)
		(g/人・日)	(639)	(579)	(579)	(579)
	不燃ごみ	t/年	1,066	995	993	985
		(t/日)	(2.92)	(2.72)	(2.72)	(2.70)
		(g/人・日)	(41)	(37)	(37)	(37)
	粗大ごみ	t/年	177	165	165	164
(t/日)		(0.48)	(0.45)	(0.45)	(0.45)	
(g/人・日)		(7)	(6)	(6)	(6)	
資源ごみ（可燃性）	t/年	163	152	151	150	
	(t/日)	(0.45)	(0.42)	(0.41)	(0.41)	
	(g/人・日)	(6)	(6)	(6)	(6)	
使用済蛍光管・乾電池 （有害ごみ）	t/年	23	21	21	21	
	(t/日)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	(0.06)	
	(g/人・日)	(1)	(1)	(1)	(1)	
剪定枝	t/年	131	122	122	121	
	(t/日)	(0.36)	(0.33)	(0.33)	(0.33)	
	(g/人・日)	(5)	(5)	(5)	(5)	
収集量 合計	t/年	18,324	17,088	17,058	16,932	
	(t/日)	(50.20)	(46.82)	(46.73)	(46.39)	
	(g/人・日)	(699)	(633)	(633)	(633)	
直 接 搬 入	直接搬入量 合計	t/年	1,747	1,629	1,629	1,629
		(t/日)	(4.79)	(4.46)	(4.46)	(4.46)
	可燃ごみ	t/年	610	569	569	569
		(t/日)	(1.67)	(1.56)	(1.56)	(1.56)
	不燃ごみ	t/年	13	12	12	12
		(t/日)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.03)
	粗大ごみ	t/年	215	201	201	201
(t/日)		(0.59)	(0.55)	(0.55)	(0.55)	
剪定枝・刈草・廃木材	t/年	909	848	848	848	
	(t/日)	(2.49)	(2.32)	(2.32)	(2.32)	
排出量 合計		t/年	20,071	18,717	18,687	18,562
(収集+直接搬入)		(t/日)	(54.99)	(51.28)	(51.20)	(50.85)
		(g/人・日)	(765)	(693)	(693)	(694)
集団回収量		t/年	1,597	1,489	1,487	1,476
		(t/日)	(4.38)	(4.08)	(4.07)	(4.04)
		(g/人・日)	(61)	(55)	(55)	(55)
小学校生ごみリサイクル		t/年	4	4	4	4
		(t/日)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)
		(g/人・日)	(0)	(0)	(0)	(0)
事業所古紙		t/年	54	50	50	49
		(t/日)	(0.15)	(0.14)	(0.14)	(0.14)
		(g/人・日)	(2)	(2)	(2)	(2)
美化センター古紙		t/年	20	19	19	18
		(t/日)	(0.05)	(0.05)	(0.05)	(0.05)
		(g/人・日)	(1)	(1)	(1)	(1)
排出量 合計		t/年	21,746	20,279	20,246	20,109
(収集+直接搬入+集団回収等)		(t/日)	(59.58)	(55.56)	(55.47)	(55.09)
		(g/人・日)	(829)	(751)	(751)	(752)

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、本市のごみ処理の適正化に向けての基本方針を次のように設定します。

ごみ処理の基本方針

1) ごみの減量

市民、事業者のライフスタイル、ビジネススタイルの転換を図り、ごみの発生抑制、再使用によるごみ減量を進めます。

2) リサイクルの推進

「ごみ減量 72,000 人プロジェクト」を掲げ、生ごみの減量、紙類のリサイクルを、市民をはじめ、地域と一体となって推進します。

また、分別収集のあり方や新たな再資源化ルートを検討し、更なるリサイクルの推進を図ります。

3) ごみの適正処理

ごみの安全かつ適正な処理を行うとともに、最終処分量の削減に努めます。また、周辺環境に配慮したごみ処理施設の維持管理に努めます。

4) ごみ処理の広域的連携

近隣市町との広域的な連携のもとに、安全で効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

5) 災害時における適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理の実施

非常災害に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定します。非常災害時には、災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、適正な処理、円滑かつ迅速な処理の確保に努めます。

6) 新型コロナウイルス感染症における適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理の実施

新型コロナウイルス感染症に関する状況の変化に応じて、廃棄物の処理に対して適正な対策を講じて、事業継続に努めます。

第2節 ごみの処理主体

ごみの処理主体は表 2-4-1 に示すとおりです。

表 2-4-2 ごみ処理に関する運営・管理体制（令和2年度以降）

区分		体制	管理	運営
収集・運搬			太宰府市	委託
中間処理	可燃ごみ	グリーン・エネ・パーク南部	福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃ごみ (ビン・缶、その他)	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
	粗大ごみ	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
	剪定枝・刈草・廃木材※	大野城太宰府環境施設組合 (大野城環境処理センター)	大野城太宰府環境施設組合	委託
	資源化物 (ペットボトル・白色トレイ)	民間の資源化業者へ売却	太宰府市	委託
	資源化物 (古紙・ダンボール※、古布※)	太宰府市環境美化センター (民間の資源化業者へ売却)	太宰府市	委託
	使用済蛍光灯・乾電池	太宰府市環境美化センター	太宰府市	委託
最終処分	焼却残渣	グリーンヒルまどか	福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃残渣	太宰府市環境美化センター内最終処分場	太宰府市	委託

※施設への持込

第3節 排出抑制・再資源化計画

ごみの減量及びリサイクルを推進するための具体的な施策について、市民、事業者、市それぞれの役割を以下に整理します。

1. 市民の役割

①発生抑制（リデュース）の推進

- マイバックを持って無駄な包装は断る。
- 詰め替え容器に入った製品や簡易包装の製品を選ぶ。
- 耐久消費材は手入れや修理をしながら長く大切に使う。
- 利用頻度の少ないものは、レンタルやシェアリングシステムを利用する。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。
- 使用頻度の少ないものをシェアする。

②再使用（リユース）の推進

- リターナブル容器に入った製品を選び、使い終わった時にはリユース回収に出す。
- フリーマーケットやガレージセール等を開催し、不用品の再使用に努める。

③ごみ分別・リサイクルの推進

- 資源ごみの分別回収に協力する。
- 資源ごみの効率的な分別回収を広める。
- リサイクル製品を積極的に利用する。

④集団回収の促進

- 集団回収運動へ積極的に参加する。

⑤環境教育、啓発運動の推進

- 体験学習や講習会等へ積極的に参加する。
- 環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する。

2. 事業者の役割

①発生抑制（リデュース）の推進

- 製品を設計する時に、製品ができるだけ長く使えるように工夫をする（耐久性、修理性等）。
- 製品を設計する時に、製品ができるだけ少ない材料、部品等で構成されるように工夫する（省資源化）。
- 製品をつくる時に、原材料を無駄なく効率的に使うように工夫する。
- 修理や点検等のアフターサービスを充実することにより、製品の長期使用促進に努める。
- 簡易梱包、簡易包装、詰め替え容器、通い箱等の利用、普及に努める。
- 機械器具等の手入れ方法や修理方法を工夫して長期使用に努める。
- 利用頻度の少ないものをシェアする仕組み、不用品を有効に活用する仕組みをつくる。
- 耐久性の高い製品や省資源化設計の製品を選ぶ。
- 食品ロスを削減する仕組みを作る。

②再使用（リユース）の推進

- 製品を設計する時に、本体や部品のリユースがしやすいように工夫をする。
- 使用済製品を回収して本体や部品を再生し、再び新品同様の製品を作り出す。
- 使用済製品、部品、容器を回収し、再使用する。

③ごみ分別・リサイクルの推進

- 製品を設計する時に、使用後のリサイクルがしやすいように工夫をする。
- 製品をつくる時に、できるだけリサイクル原材料を使う。
- 使用済みとなった自社製品の回収・リサイクルに努める。
- 発生した副産物・使用済製品を効率的にリサイクルする（仕組みづくりを含む）。

④環境教育、啓発運動の推進

- 体験学習や講習会等へ積極的に参加する。
- 環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する。

⑤災害廃棄物処理の適切な実施

- 大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努める。

3. 市の役割

①ごみの減量化の推進

- ごみ量調査によるごみの組成分析を行う。
- ごみ減量推進計画を策定する。

②発生抑制（リデュース）の推進

- マイバッグ運動やもったいない運動を積極的に推進する。
- 過剰包装の抑制運動を推進する。

- 多量排出業者への指導を行う。
- 家庭用生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等の活用を推進する。
- 生ごみ処理容器の助成制度の検討を行う。
- ごみ処理手数料の見直しの検討を行う。
- 学校等公共施設での率先的なごみ減量に取り組む。

③再使用（リユース）の推進

- 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制を促進する。
- 市役所等での使用品、公共関与事業における再生品の使用促進及び実践をする。

④ごみ分別・リサイクルの推進

- 分別収集計画の策定を行う。
- ごみ分別の徹底指導を行う。
- ごみ分別方法について見直しの検討を行う。
- リサイクルに関するホームページ等の整備、更新、提供を行う。
- リサイクル運動の開催を推進する。
- リサイクル関連法の情報提供を行う。

⑤集団回収の促進

- 集団回収を促進する。
- 集団回収団体への助成を拡充する。

⑥環境教育、啓発運動の推進

- 啓発用パンフレットの作成や検討を行う。
- 体験学習を推進する。
- 環境教育のための講習会などを開催する。
- 環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う。

⑦災害廃棄物処理の適切な実施

- 非常災害時にも速やかに対応できるよう、関係機関・関係団体との連携体制の構築、処理体制の整備等に努める。
- 非常災害時に備えた、「災害廃棄物処理計画」の策定を行い、適宜見直しを行う。
- 平時から、災害廃棄物処理（分別方法、仮置場の運用情報、処理の方針等）に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、理解の促進に努める。

第4節 収集・運搬計画

1. 分別収集への取り組み

収集運搬を行うごみの区分及び収集体制は、以下のとおりです。今後も、住民サービスや経済性を考慮しつつ、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。

表 2-4-3 収集運搬するごみの区分

区分	収集方式	収集主体
可燃ごみ	戸別	太宰府市（委託収集）
資源ごみ ペットボトル・白色トレイ	ステーション	太宰府市（委託収集）
不燃ごみ (びん・缶、その他燃えないごみ)	ステーション	太宰府市（委託収集）
粗大ごみ	戸別（要予約）	太宰府市（委託収集）
剪定枝	戸別（要予約）	太宰府市（委託収集）
使用済蛍光管・乾電池 (有害ごみ)	拠点（公民館・市役所設置の回収箱）	太宰府市（委託収集）

2. 収集・運搬量

ごみ減量目標達成後の収集・運搬量は、以下のとおりです。

表 2-4-4 収集・運搬量

区分	単位	実績値				目標値			
		R1	R7	R12	R17	R1	R7	R12	R17
人口	人	71,871	73,983	73,851	73,309				
収集	可燃ごみ	t/日	45.93	42.83	42.75	42.44			
	不燃ごみ	t/日	2.92	2.72	2.72	2.70			
	粗大ごみ	t/日	0.48	0.45	0.45	0.45			
	資源ごみ（可燃性）	t/日	0.45	0.42	0.41	0.41			
	使用済蛍光管・乾電池（有害ごみ）	t/日	0.06	0.06	0.06	0.06			
	剪定枝	t/日	0.36	0.33	0.33	0.33			
	収集量 合計	t/日	50.20	46.82	46.73	46.39			

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第5節 中間処理計画

1. 中間処理施設

可燃ごみはクリーン・エネ・パーク南部で処理し、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは太宰府市環境美化センターで処理を行います。

それぞれの処理施設の概要は以下のとおりです。

1) 焼却施設

福岡都市圏南部環境事業組合所管のクリーン・エネ・パーク南部において焼却処理を行います。

また、剪定枝・刈草・廃木材については、大野城太宰府環境施設組合所管の大野城環境処理センターで受け入れた後、業者委託により資源化しています。

表 2-4-5 クリーン・エネ・パーク南部の概要

施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合
設置場所	春日市大字下白水 104-5
処理能力	510t/日 (170t/日×3 炉)
処理方式	連続運転式ストーカ炉
建設年度	着工：平成 23 年 8 月 竣工：平成 28 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社

出典：施設パンフレット

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

本市で収集・運搬された不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについては、太宰府市環境美化センターで処理を行っており、施設の稼働開始以降 30 年が経過しています。太宰府市環境美化センターからの生成物について、金属類等の有価物は資源化、処理後の可燃性残渣はクリーン・エネ・パーク南部において焼却処理を行い、不燃性残渣は太宰府市環境美化センター内最終処分場において埋立処分を行っています。また、資源ごみについては、民間の資源化業者に有価物として売却しています。

表 2-4-6 太宰府市環境美化センターの概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
処理能力	21t/日[不燃ごみ 15.8t/5h、粗大ごみ 5.2t/5h (破碎機能力 13t/5h)]
処理方式	不燃ごみ：磁選機＋手選別 粗大ごみ：破碎＋機械選別 (3 種)
建設年度	着工：平成 2 年 7 月 竣工：平成 3 年 3 月
設計・施工	株式会社 クボタ

出典：施設パンフレット

2. 可燃ごみ処理対象物量

ごみ減量化やリサイクルを推進することにより、令和 7 年度の処理対象物量は令和元年度よりも減少し、以降は予測される人口とともに微増傾向で推移するものと予想されます。

表 2-4-7 可燃ごみ処理対象物量

区分		単位	実績値			
			R1	R7	R12	R17
人口		人	71,871	73,983	73,851	73,309
収 集	収集可燃ごみ	t/日	45.93	42.83	42.75	42.44
	直接搬入可燃ごみ	t/日	1.67	1.56	1.56	1.56
	可燃性残渣	t/日	0.30	0.28	0.28	0.28
	焼却量（合計）	t/日	47.90	44.67	44.59	44.28

焼却量残渣量	t/日	5.27	4.91	4.90	4.87
	g/人・日	73.27	66.37	66.37	66.37
焼却量に対する割合	%	11%	11%	11%	11%

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

3. 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ処理対象物量

1) 不燃ごみ、粗大ごみ（太宰府市環境美化センター搬入分）

将来の人口は増加の停滞が予測されますが、ごみ減量化やリサイクルを推進することにより、処理対象物量は令和元年度とほぼ同程度を維持して推移するものと予想されます。

表 2-4-8 不燃ごみ、粗大ごみ処理対象物量

区分		単位	実績値			
			R1	R7	R12	R17
人口		人	71,871	73,983	73,851	73,309
収 集	不燃ごみ	t/日	2.92	2.72	2.72	2.70
	粗大ごみ	t/日	0.48	0.45	0.45	0.45
	使用済蛍光管・乾電池（有害ごみ）	t/日	0.06	0.06	0.06	0.06
	合計	t/日	3.46	3.23	3.23	3.21
直 接 搬 入	不燃ごみ	t/日	0.03	0.03	0.03	0.03
	粗大ごみ	t/日	0.59	0.55	0.55	0.55
	合計	t/日	0.62	0.58	0.58	0.58
環境美化センター搬入量（合計）		t/日	4.08	3.81	3.81	3.79
		g/人・日	56.77	51.50	51.59	51.70

第6節 最終処分計画

1. 最終処分場

焼却残渣はグリーンヒルまどかに、不燃残渣は太宰府市環境美化センター内最終処分場に埋立処分します。

それぞれの最終処分場の概要は以下のとおりです。

表 2-4-8 グリーンヒルまどかの概要

施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合
設置場所	大野城市大字中 906-12
埋立対象物	焼却残渣
埋立地面積	約 25,000 m ²
埋立容量	約 520,000 m ³
埋立開始年	平成 28 年 4 月
埋立構造	オープン型準好気性埋立構造
浸出液処理	処理方式：（カルシウム除去設備あり）接触曝気＋凝集沈殿・砂ろ過 処理規模：180 m ³ /日

出典：施設パンフレット

表 2-4-9 太宰府市環境美化センター内最終処分場の概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000 m ²
埋立容量	42,550 m ³
埋立開始年	平成 3 年 4 月
埋立工法	サンドイッチ＋セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41 m ³ /日

出典：施設パンフレット

2. 最終処分量

ごみの減量化、リサイクルの推進などにより、令和7年度の最終処分量は令和元年度より減少し、以降は予測される人口とともに微減傾向で推移するものと予想されます。

表 2-4-9 最終処分量

区分	単位	実績値		目標値	
		R1	R7	R12	R17
人口	人	71,871	73,983	73,851	73,309
排出量	t/日	59.58	55.56	55.56	55.56
最終処分量	t/日	5.93	5.06	5.06	5.06
焼却残渣	t/日	5.27	4.49	4.49	4.49
不燃性残渣	t/日	0.67	0.57	0.57	0.57
最終処分率	%	10.0%	9.1%	9.1%	9.1%

※最終処分率 = 最終処分量 ÷ 排出量

※四者五入の関係で合計値が合わない場合がある

第7節 その他の計画

1. 不適正処理の防止

野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境の負荷を低減するための重要な課題です。啓発活動の実施により、市民・事業者の意識改革を図り、不適正処理の防止に努めます。

2. 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するため、啓発活動の実施による市民及び事業者の意識の向上や、不法投棄調査など監視体制の強化に努めます。また、不法投棄を発見した場合は、県や警察等関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行っていきます。

3. 災害廃棄物対策

災害が発生した場合に備え、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置き場の確保やその処理方法などを検討します。また、本市のみで対応が困難な場合は、県や近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、速やかな生活環境の復旧に努めます。

4. 在宅医療廃棄物対策

在宅医療廃棄物の収集・処理について近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、適正処理に努めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の処理体系と処理形態別人口

1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水処理は、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「し尿処理施設」で行われています。

汲み取りし尿と、浄化槽の清掃汚泥（以下、「浄化槽汚泥」という。）は、中継貯留施設に一旦集められた後、し尿処理施設に搬入され、処理が行われています。

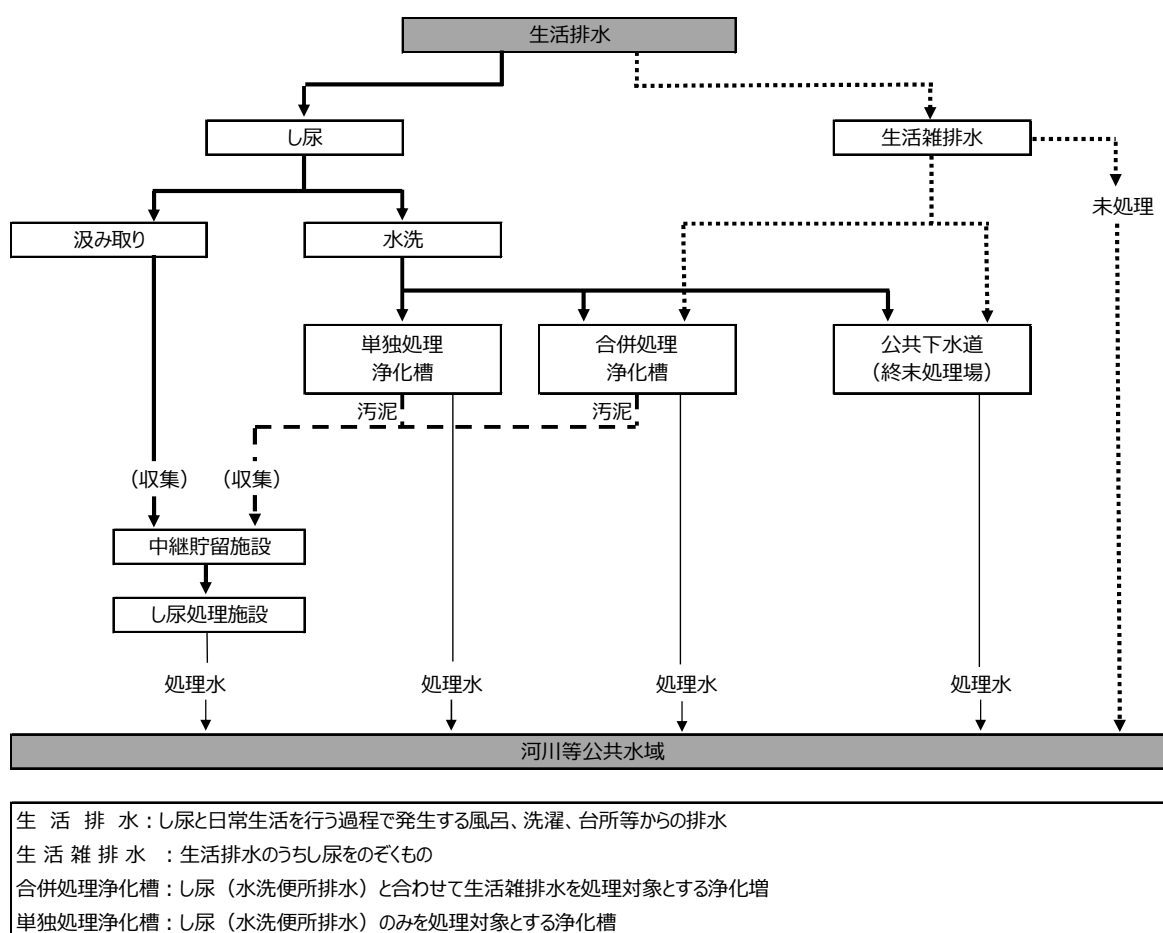


図 3-1-1 太宰府市における生活排水の処理体系（令和元年度）

2) 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移を見ると、し尿（水洗便所排水）と生活雑排水を合わせて処理している人口（以下、「水洗化・生活雑排水処理人口」という。）は、主に下水道等の普及によって年々増加しています。

表 3-1-1 太宰府市における生活排水処理形態別人口の推移

単位：人

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1. 計画処理区内人口	70,971	71,026	71,216	71,328	71,243	71,360
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	69,095	69,161	69,368	69,531	69,492	69,705
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,537	1,447	1,448	1,380	1,089	1,070
(3) 公共下水道人口	67,558	67,714	67,920	68,151	68,403	68,635
(4) 集落排水施設人口	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,509	1,508	1,589	1,602	1,384	1,460
4. 非水洗化人口	367	357	259	195	367	195
(1) し尿収集人口	367	357	259	195	367	195
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	526	700	569	522	546	511

生活排水処理率 (%)	97.4	97.4	97.4	97.5	97.5	97.7
-------------	------	------	------	------	------	------

※生活排水処理率 (%) : 水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口*100

資料：太宰府市環境課

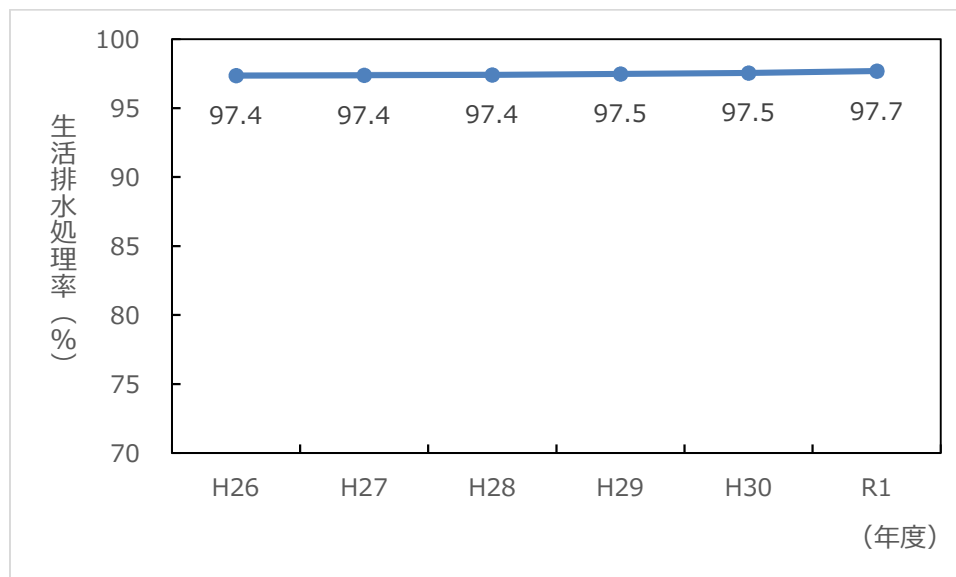


図 3-1-2 太宰府市における生活排水処理率の推移

2. 処理施設の概要

1) 下水道

本市の下水道は、昭和52年から御笠川・那珂川流域関連公共下水道として事業に着手し、昭和57年から順次供用を開始しています。また、平成21年度から宝満川上流流域関連特定環境保全公共下水道として内山地区の整備を開始し、順次供用を開始しています。下水道終末処理場の概要は次のとおりです。

表 3-1-2 下水道事業の概要

	下水道終末処理場	
	御笠川・那珂川流域関連 公共下水道	宝満川上流流域関連 特定環境保全公共下水道
所 管	福岡県流域下水道事務所	福岡県流域下水道事務所
施 設 名 称	御笠川浄化センター	宝満川上流浄化センター
処理場面積	18.1ha	4.31ha
処 理 方 式	嫌気無酸素好気法 + 急速ろ過	嫌気無酸素好気法 + 急速ろ過
計画汚水量	300,000m ³ /日 (日最大)	28,000m ³ /日 (日最大)
供 用 開 始	昭和50年度	平成10年度
関連市町村	福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川町	筑紫野市、太宰府市、筑前町、 佐賀県基山町

資料：福岡県の下水道 平成25年度

2) し尿処理施設

市内で収集されたし尿と浄化槽汚泥は、中継貯留施設に一旦集められた後、4市2町で構成する両筑衛生施設組合が管理するし尿処理施設「両筑苑」に搬入され、処理が行われています。中継貯留施設の概要は次のとおりです。

表 3-1-3 中継貯留施設及びし尿処理施設の概要

	し尿収集運搬中継貯留施設	し尿処理施設
所 管	太宰府市	両筑衛生施設組合
施 設 名 称	—	両筑苑
所 在 地	太宰府市連歌屋 1-13-1	久留米市北野町今山 2399
敷 地 面 積	1,163m ²	24,374m ²
処 理 方 式	—	標準脱窒素処理方式 + 高度処理
施 設 能 力	貯留容量：150m ³ (し尿 110m ³ 、浄化槽汚泥 40m ³)	処理能力：300kL/日
供 用 開 始	—	昭和57年度

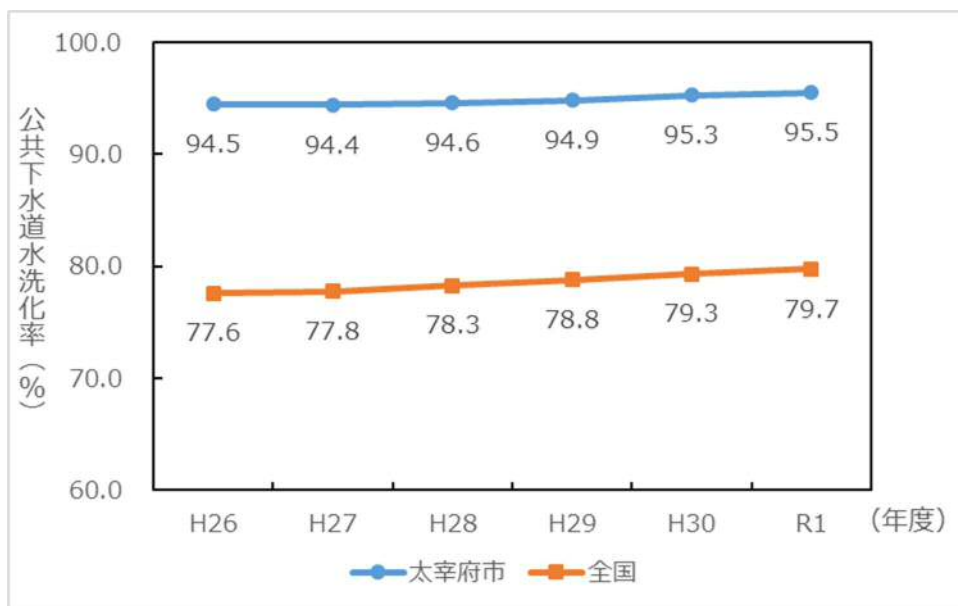
資料：太宰府市生活環境課

3. 指標で見る太宰府市の生活排水処理

ここでは、生活排水処理に係る指標として、生活排水処理率、水洗化率（公共下水道）等により、本市の生活排水処理の現状を解析します。

1) 生活排水処理率

水洗便所排水と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴って年々増加しています。



資料：太宰府市生活環境課（太宰府市）、一般廃棄物処理実態調査（全国）以下同

図 3-1-3 生活排水処理率の推移

2) 水洗化率（公共下水道）

公共下水道に接続している人口（公共下水道人口）は、公共下水道の普及に伴って年々増加していきます。

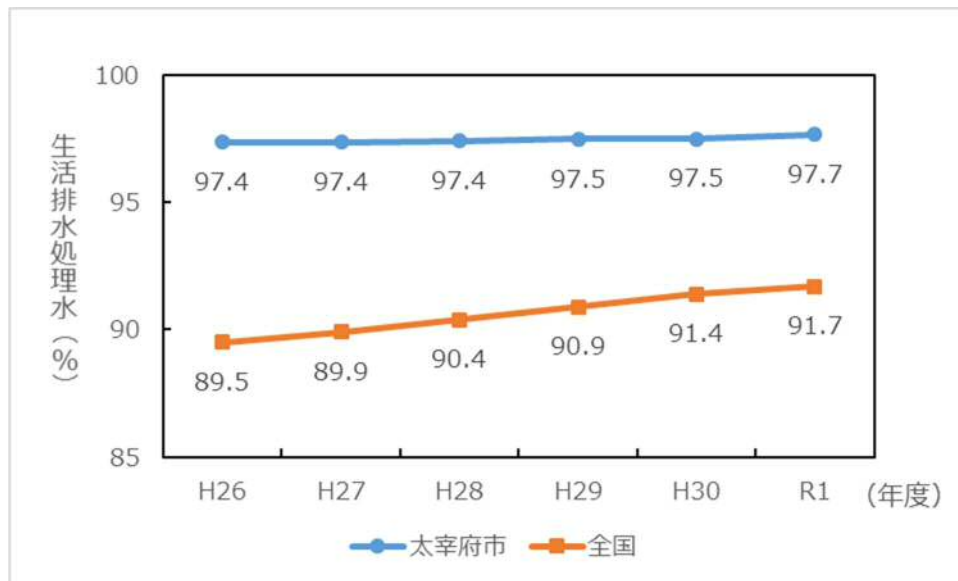


図 3-1-4 公共下水道水洗化率の推移

4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬され、最終的にし尿処理施設「両筑苑」で処理されています。その量の推移は、表 3-1-4、図 3-1-5 に示すとおりであり、下水道の普及に伴い収集量（処理量）は年々減少しています。

表 3-1-4 し尿・浄化槽汚泥量の推移

区分		H26	H27	H28	H29	H30	R1
し尿	年間 kL/年	1,019	866	965	922	831	601
	(1日平均 kL/日)	(2.8)	(2.4)	(2.6)	(2.5)	(2.3)	(1.6)
浄化槽 汚泥	年間 kL/年	666	791	601	783	588	842
	(1日平均 kL/日)	(1.8)	(2.2)	(1.6)	(2.1)	(1.6)	(2.3)
合計	年間 kL/年	1,685	1,658	1,566	1,705	1,419	1,443
	(1日平均 kL/日)	(4.6)	(4.5)	(4.3)	(4.7)	(3.9)	(4)

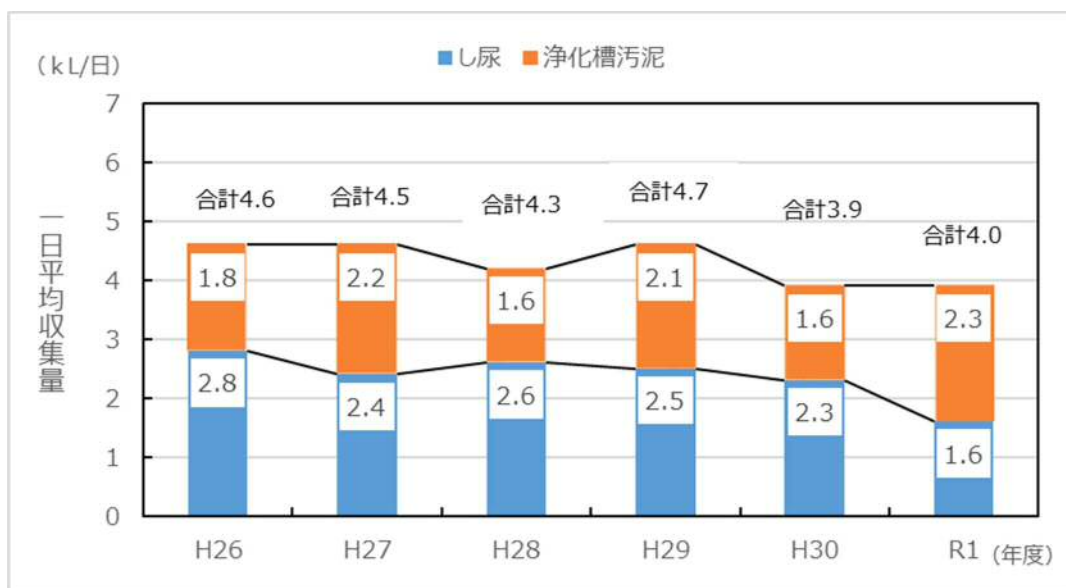


図 3-1-5 し尿・浄化槽汚泥量の推移

第2節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の現状から、課題を抽出すると以下のとおりとなります。

生活排水処理に関する課題

単独処理浄化槽やし尿汲み取りの家庭（事業所）からは、台所排水や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されており、水質汚濁の原因の一つとなっています。

したがって、下水道整備を一層推進するとともに、下水道が整備されていながら未接続となっている家庭等においては下水道への接続を促進、下水道事業区域外においては合併処理浄化槽の整備を進めることにより、生活雑排水が未処理となっている人口を減少させていく必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の適正化に向けての基本方針を次のように設定します。

生活排水処理の基本方針

1) 水環境の回復・保全への啓発

水環境の回復・保全に関する広報・啓発活動、環境教育を積極的に行っていきます。

2) 下水道の整備推進

下水道整備計画に基づいた整備を計画的に実施していきます。

3) 下水道への加入促進

下水道処理区域内において未接続の家庭や事業所に対しては、下水道への加入促進に努めます。

2. 生活排水処理計画

1) 生活排水の処理形態別人口の将来予測

生活排水の処理形態別人口の将来予測結果は、表 3-2-1 に示すとおりです。

表 3-2-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

区分	実績値	予測値		
	R1	R7	R12	R17
1. 計画処理区域内人口	71,360	73,472	73,340	72,798
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	69,705	71,817	72,005	71,783
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,070	1,070	970	870
(3) 公共下水道人口	68,635	70,747	71,035	70,913
(4) 集落排水施設人口	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,460	1,460	1,160	860
4. 非水洗化人口	195	195	175	155
(1) し尿収集人口	195	195	175	155
(2) 自家処理人口	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	511	511	511	511
生活排水処理人口 (%)	97.7	97.7	98.2	98.6

※生活排水処理率 (%) : 水洗化・生活雑排水処理人口/計画処理区域内人口*100

資料 : 太宰府市環境課

2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水（処理施設の種類）ごとの処理主体は、次のとおりです。

表 3-2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水	処理主体
下水道	し尿 生活雑排水 工場排水等	福岡県 太宰府市
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	両筑衛生施設組合

3) 生活排水の処理の目標

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を用いて、将来の生活排水処理の目標とします。

今後は、公共下水道のさらなる整備と水洗化が進み、令和7年度における生活排水処理率は97.7%に達すると予測されます。

表 3-2-3 生活排水処理の目標

区分	実績値	予測値		
	R1	R7	R12	R17
1. 計画処理区域内人口	71,360	73,472	73,340	72,798
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	69,705	71,817	72,005	71,783
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,070	1,070	970	870
(3) 公共下水道人口	68,635	70,747	71,035	70,913
(4) 集落排水施設人口	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	1,460	1,460	1,160	860
4. 非水洗化人口	195	195	175	155
(1) し尿収集人口	195	195	175	155
(2) 自家処理人口	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	511	511	511	511
生活排水処理人口 (%)	97.7	97.7	98.2	98.6

※生活排水処理率 (%) : 水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口*100

資料 : 太宰府市環境課

4) 施設整備計画の概要

下水道の整備計画は、次のとおりです。

表 3-2-4 下水道の整備計画

施設名	計画処理区域	計画概要	整備予定年度
下水道	太宰府市御笠川那珂川流域 関連公共下水道	計画処理人口 66,300人※	～令和17年度
	宝満川上流流域関連特定環 境保全公共下水道	計画処理人口 600人	～令和17年度

※下水道計画策定当時に計上されていた人口（令和7年度の予測行政区域内人口の97.5%）

第2節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

前節で予測した生活排水の処理形態別人口や実績に基づきし尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量（排出原単位）を基に、今後のし尿・浄化槽汚泥量の予測を行った結果は、表3-2-5、図3-2-1に示すとおりです。

今後は、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備の推進に伴い、し尿・浄化槽汚泥量は減少傾向で推移することが見込まれます。

表3-2-5 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

区分		単位	実績値			
			R1	R7	R12	R17
収集人口	し尿収集人口	人	195	195	175	155
	浄化槽人口	人	2,530	2,530	2,130	1,730
	合併処理浄化槽人口	人	1,070	1,070	970	870
	単独処理浄化槽人口	人	1,460	1,460	1,160	860
1人1日 平均排出量	し尿	L/人・日	8.21	8.21	8.21	8.21
	浄化槽汚泥	L/人・日	0.91	0.91	0.91	0.91
日平均量	し尿	kL/日	1.60	1.60	1.44	1.27
	浄化槽汚泥	kL/日	2.30	2.30	1.94	1.57
	合計	kL/人・日	3.90	3.90	3.38	2.85

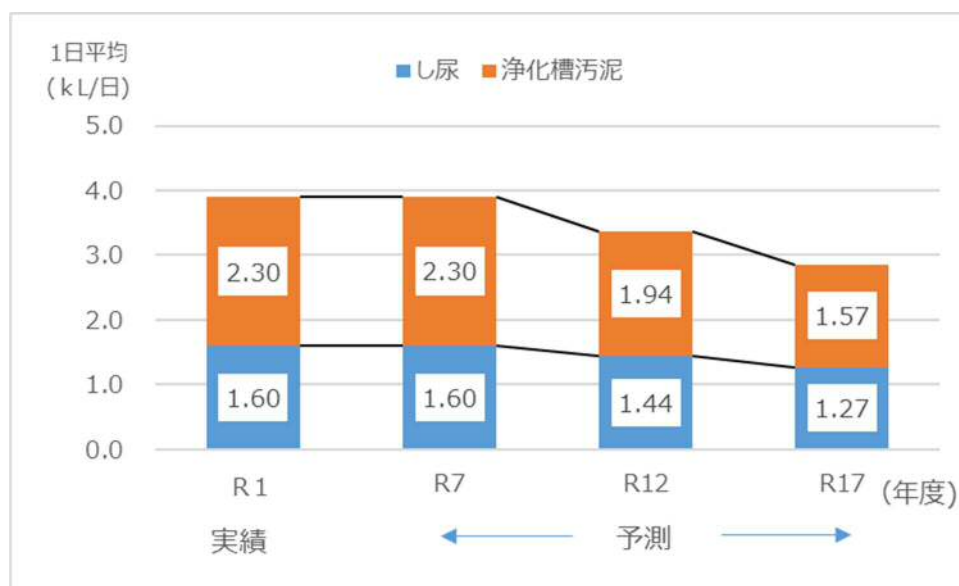


図3-2-1 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果(1日平均量)

2. し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

本市では、下水道の完備を目指して事業を進めていますが、その実現までは、し尿処理施設が、し尿や浄化槽汚泥の適正処理において重要な役割を担っています。

ここでは、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に向けての基本方針を次のように設定します。

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

1) し尿及び浄化槽汚泥のし尿処理施設における処理

し尿及び浄化槽汚泥については、その全量をし尿処理施設で処理します。

2) し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬体制の確保

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は現行の体制を維持します。

3) し尿処理施設の適正管理と機能維持

し尿処理施設は、供用開始から33年が経過していることから、両筑衛生施設組合と連携して、適切な管理と機能維持に努めるとともに、必要な整備を図っていきます。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水処理計画及びし尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づいて、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を次のとおり設定します。

1) 処理主体

本市で収集されるし尿・浄化槽汚泥は、今後も両筑衛生施設組合が主体となって処理を行っていきます

2) 計画処理区域

今後も本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

3) 収集・運搬計画

現行の収集・運搬体制を維持します。

4) 中間処理計画

(1) 処理対象物

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。

(2) 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の今後の処理量は、将来予測結果より、以下のように見込まれます。

表 3-2-6 し尿・浄化槽汚泥の処理量（見込み）

区分		単位	予測値		
			R7	R12	R17
日平均量	し尿	k L/日	1.60	1.44	1.27
	浄化槽汚泥	k L/日	2.30	1.94	1.57
	合計	k L/日	3.90	3.38	2.85

(3) 中間処理計画

本市で収集されるし尿・浄化槽汚泥は、両筑衛生施設組合が管理するし尿処理施設「両筑苑」で引き続き処理を行っていきます。

5) 再資源化計画

資源化の対象物としては、し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥（し尿処理汚泥）が考えられます。

「両筑苑」では、乾燥後のし尿処理汚泥を脱水し渣とともに焼却処理し、その焼却灰全量を肥料として緑農地還元を行っていることから、今後も諸条件の変更がない限りは現行体制を継続していくこととします。

6) 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物（脱水し渣）も、乾燥後のし尿処理汚泥とともに焼却処理し、その焼却灰は緑農地還元を行っており全量再資源化されていることから、今後も諸条件の変更がない限りは現行体制を継続していくこととします。

7) その他の計画

大規模災害時のし尿処理については、両筑衛生施設組合やその構成市町と連携しながら、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄や収集運搬ルートの検討を行います。

また、原則は本市において対応するものとしますが、本市のみで対応が困難な場合は、県や近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、速やかな生活環境の復旧に努めます。